

令和8年3月定例会  
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和8年3月6日（金）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 議 日 時	令和8年3月6日（金）午前9時04分
閉 会 日 時	令和8年3月6日（金）午後4時17分
委 員 長	織田 京子
委員会出席議員	織田 京子 後藤 耕佑 潮田 幸子 諏訪三津枝 西尾 綾子 芝寄 和好
委 員 長	織田 京子
副 委 員 長	後藤 耕佑
委 員	潮田 幸子 諏訪 三津枝 芝寄 和好 西尾 綾子
欠 席 委 員	
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 9 号	資鴻巣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	原案可決
第 2 0 号	鴻巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 4 号	令和 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 0 号）第 1 条歳入歳出予算の補正のうち所管する歳入歳出	原案可決
第 2 5 号	令和 7 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 3 0 号	令和 8 年度鴻巣市一般会計予算第 1 条歳入歳出予算のうち所管する歳入歳出、第 2 条継続費、第 3 条債務負担行為のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 3 2 号	令和 8 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長 小林 宣也  
こども未来部副部長 矢澤 潔  
こども未来部参事兼  
こども応援課長 沼上 早苗  
子育て支援課長 新井 玲奈  
保育課長 富田 まゆみ  
こども応援課副参事 黒巢 弘路  
こども応援課鴻巣児童  
センター所長 新島 政博

(健康福祉部)

健康福祉部長 木村 勝美  
健康福祉部副部長 高子 英江  
健康福祉部参事兼  
障がい福祉課長 高田 史  
福祉課長 鈴木 恵子  
健康づくり課長 中山 尚子  
介護保険課長 小野田直人  
ねんりんピック推進  
プロジェクト課長 金子 栄次  
介護保健課副参事 千葉 昌子

(教育部)

教育部長 鳥沢 保行  
教育部参与 池田 耕司  
教育部副部長 松本 直樹  
教育部副部長兼  
学務課長 棚澤 大輔  
教育総務課長 長島 正和  
生涯学習課長 清水 健紀  
学校支援課長 鈴木 聡  
スポーツ習課 竹井 豊  
中央公民館長 新井 隆司  
教育総務課中学校  
給食センター所長 関根 好一  
学務課副参事 伊藤 一途  
学校支援課副参事 榎本 泰  
学校支援課教育支援  
センター所長 中根 洋子  
吹上支所副支所長兼  
地域グループリーダー 吉田 勝彦  
川里支所副支所長 中越 好康

書 記 國島 清文  
書 記 藤平美由紀

(開議 午前9時04分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

西尾綾子議員より発言の取消しの申出がありましたので、許可いたします。

(西尾) 貴重なお時間を申し訳ありません。発言の取消しをお願いいたします。

昨日、議案第30号の中で、生活保護総務費庶務事業と生活保護扶助費事業について、東京新聞の記事を基にした質疑をいたしました。その部分の質疑の全てを取消しをお願いいたします。

(委員長) ただいまの取消しの発言について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(福祉課長) 発言の取消しをお願いいたします。

昨日議案第30号の生活保護総務費庶務事業と生活保護扶助費事業について、西尾委員さんから東京新聞の記事を基にした質疑に対して答弁をしましたが、答弁全て取り消し願います。

(委員長) ただいまの取消しの発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

では次に、発言の文言の訂正について申出がありましたので、お願いいたします。

(生涯学習課長) おはようございます。先日、西尾委員からの質問の中で、中部環境の試掘の経緯についてご質問をいただきました。その中で、私の発言の中で地権者全員から同意書を頂いていると発言を申し上げま

したけれども、正確には埋蔵文化財所在確認届が提出されておりました、その中で地権者全員からの同意をいただいているというところが正確なところでした。発言の訂正とおわびを申し上げます。大変失礼いたしました。

（委員長）ただいまの発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（教育総務課長）発言の訂正をお願いいたします。

昨日、西尾委員の中学校教育ICT環境整備事業の中で、学習者用端末の台数に対する答弁で「児童」と答弁しましたが、正しくは「生徒」です。おわびして訂正をお願いします。

以上です。

（委員長）ただいまの発言の訂正についてはご了承願います。

字句その他の整理については、委員長に一任願います。

では、引き続き会議を開きます。昨日に引き続き、議案第30号から質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

（諏訪）おはようございます。では、質疑の通告をしておりますので、その順番で行っていきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

まず、167ページ、福祉タクシー・自動車燃料費助成事業でございます。この福祉タクシー券は、大分前からデマンドタクシーにも利用できるということで、利便性はかなり広がっているかと思うのですが、その利用の推移をお願いいたします。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）おはようございます。利用実績についてお答えします。

利用実績について、タクシー事業者からの利用実績による請求から利用件数と実績額についてお答えいたします。令和5年度は利用件数が5,945件で、金額が332万1,400円、令和6年度は利用件数が5,459件で、金額は336万2,300円、令和7年度は約5,600件を見込んでおりました、約330万円となる見込みです。年度により若干の変動はあるものの、大きな増減はない状況です。

以上です。

（諏訪）ただいま利用実績をお答えいただきました。実際にこの利用券を発行している人数はありますか。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）お答えします。  
令和5年度がタクシー券については531件、令和6年度が521件、令和7年度は見込みとしまして548件を見込んでおります。  
以上です。

（諏訪）すみません。ちょっと質問の仕方が悪かったのかと思うのですが、ただいまいただいたのは531人の方々という意味でよろしいわけですね。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）はい。件ではなく、そのとおりです。失礼しました。

（諏訪）では続いて、183ページの高齢者福祉センター管理運営事業でございます。こちらのほうの、前任者も質問をされていまして、備品の購入は空調設備の室外機の購入ということでございましたけれども、川里にありますひまわり荘の備品の購入の要望などは出ていませんでしたでしょうか、伺います。

（介護保険課副参事）お答えいたします。  
ひまわり荘のほうにつきましては、特に要望のほうは出ておりません。

（諏訪）ひまわり荘の入浴設備が今故障していまして、今年の12月からずっと使えないという状況が続いているかと思えます。ここの施設を使われまして、体操をしたり、レクリエーションを行ったりということと、あと近隣に食事をできるようなところがない、また売店がないということで、結構お弁当持参で利用されている方が多いということ伺ってまして、そのお弁当を食べるときに電気ポットがあったらいいのだけでもということで、要望を管理されているところに出しているようなのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

（介護保険課副参事）お答えいたします。  
市のほうには、今現在そのような要望は来ておりませんので、指定管理者のほうとか調整をしながら進めてまいりたいと思います。  
以上です。

( 諏訪 ) では、指定管理者のほうには利用されている方々が要望を出しているらしいですので、その辺の協議はいつ頃行われるのかだけ伺います。

( 介護保険課副参事 ) お答えいたします。

指定管理者とは適宜定期的に協議を行っておりますので、その場でいつにするかということも検討してまいります。

以上です。

( 諏訪 ) 続きまして、187ページでございます。放課後児童クラブ管理運営事業でございます。こちらのほうの民間放課後児童クラブの委託先、事業者の数及び利用している児童の人数、それから長期休業期間における児童数、また委託先の事業者数を伺いたいのですが、既に資料が出ていますので、それを大体拝見させていただきました。その中で、特に長期休業期間の費用が大分増加しているように思われるのですけれども、利用人数の推移といたしますか、大体で結構なのですが、伺えますか。

( こども未来部参事兼こども応援課長 ) 長期休業期間の利用人数の推移でよろしいでしょうか。長期休業期間の利用人数につきましては、令和7年度は4月1日からの春休みが13名、夏休みが73名、冬休みが11名利用しました。この後学年末のほうが、13名の申込みが来ております。また、令和6年度なのですが、同じく春休みが23名、夏休みが84名、冬休みが12名、学年末が14名となっております。年々長期の放課後児童クラブを利用する方は減ってきております。

以上です。

( 諏訪 ) \_\_\_\_\_

( こども未来部参事兼こども応援課長 ) \_\_\_\_\_

( 諏訪 ) \_\_\_\_\_

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 1 7 分)



(開議 午前 9 時 1 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 大変申し訳ありませんでした。算定の仕方なのですが、開設の準備費、あとは人件費、人件費に係る通勤手当、実際に使います消耗品ですとか保険料、また事務経費ですとか、イベントの経費のほうを算定しております。

以上です。

(諏訪) では続きまして、201ページの保育ステーション事業でございます。こちらのほうの実際の利用されている利用登録数、それから利用者の推移、また委託料が微増なのですけれどもも増えている、その理由を伺います。

(保育課長) 登録者数と利用者数の推移については、令和5年度からの推移でよろしいでしょうか。利用登録数につきましては、令和5年度が30人、令和6年度が29人、令和7年度は1月末現在となりますが、24人となっております。利用者数の推移につきましては、令和5年度、延べ人数になりますけれども、送りが2,444人、迎えが2,939人、令和6年度、送りが3,399人、迎えが3,212人、令和7年度、1月末までの集計となりますが、送りが2,683人、迎えが2,543人となっております。委託料の微増の理由につきましては、人件費分の増加となっております。

以上です。

(諏訪) 続きまして、205ページの吹上地域保育園等新設整備事業でございます。こちらのほうもたくさん資料が出ておりますけれども、質問をさせていただきたいのは、前任者も確認をされていますが、住民説明会、また実際に閉所となる鎌塚保育所、それから吹上富士見保育所、また閉所ではないのですが、移転となるつつみ学園、この方々の保護者への説明というのはどのように行ってきたのか伺います。

(保育課長) 鎌塚保育所、吹上富士見保育所、つつみ学園の保護者に対

しては、令和7年の8月に保護者説明会のほうを行いました。今後につきましても、進捗状況を見ながら保護者説明会のほうを開催していきたいと思っております。

以上です。

（諏訪）地域住民の説明はどのように。

（保育課長）地域の方に対しましても、工事請負業者が決定いたしましたら、地元の自治会長に相談をしながらお知らせをしていきたいと思っております。

以上です。

（諏訪）保護者説明会で、何か保護者の方からご意見はありましたでしょうか。

（保育課長）説明会の中では、主なものがお子様の入所に関するご質問が多かったのですが、その中で保護者の駐車場の位置が駐車後のエントランスに向かう際に、入り口から入ってきた車の車道を歩く設計になっているのが危険なのではないかという、駐車スペースと車道を入れ替えたらいいのではというご意見をいただいております。

以上です。

（諏訪）設備に関するご意見ということと、あとは新たな保育園になる入所への不安というか、そういったご意見ということだったかと思うのですが、設備的なものに関してはすぐにいろいろと考える余地があるかなと思っておりますけれども、新たな保育所に入所することへの不安だとか、統合されるわけですから、子どもたちがどんなふうにもその中で影響を受けるかというのは、非常にやはり保護者にとってみたら不安材料なのかなと思うのですが、現在、吹上富士見、それから鎌塚保育所に通っているお子さんたちがそちらに移らないで、要するに移る子どもたちがどのぐらいいるのかということと、それから新たにそこに入園を希望されるというのはまだ分からないのかもしれないのですが、その辺の人数的なものはどのようになっているのでしょうか。

（保育課長）令和10年の4月の開園までに、吹上富士見保育所、鎌塚保育所に入所されているお子様は、希望があれば、希望があればというか、

転園の希望とか出されていなければ、そのまま新しい保育園に入所ができる形になっております。

以上です。

（諏訪）令和10年にそのまま移るということなのですからけれども、何人ぐらい対象となりますか。

（保育課長）そのときに入所をしているお子さんになりますので、はっきり何人ということはこの場ではちょっとお答えはできないのですが、令和10年の4月に開所する段階で定員100人の中に収まるように、これから保育所の入所調整とかを行ってまいります。

以上です。

（諏訪）定員が100名ということで、そこに収まるようにという今お答えだったのですけれども、そうしますとそこを希望しない方もいらっしゃるという含みもあるということでしょうか。

（保育課長）保護者説明会の中でも、場所が遠くなったりしてしまうということで転園を考えていらっしゃるという保護者の方もいらっしゃいました。

以上です。

（諏訪）221ページの福祉課の生活保護扶助事業でございます。昨日も前任者がたくさん聞かれていましたけれども、いわゆる福祉課の業務、そしてプラス川里支所、吹上支所でも支所規程の中に生活保護という業務が規定されているということでございます。ですが、申請をして決定していくのは福祉課で行っていくというところで、その辺のタイムラグというのか、そういったものは生じているのかどうかをちょっとまず伺いたいと思います。

（福祉課長）やはりタイムラグというか、吹上支所については書類は翌日に届くようになって、時間帯によって様々なので、何とも言えないところがあるのですが、基本的には翌日には届くような形になっております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、吹上支所の分はただいま伺いましたが、川里支

所はどうなのでしょう。

（福祉課長）川里支所のほうについては、福祉課の職員が出向いて申請を受け付けるという形を取っておりますので、その場で受け取って、福祉課に戻って処理をする形になっておりますので、タイムラグは生じないと思っております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、川里支所でご相談に来られた方が窓口にいらっしゃいます。そうしたら、川里支所から福祉課に連絡をされてケースワーカーが出向くと、そういうスタイルとってよろしいのですか。

（福祉課長）連絡が来次第、ケースワーカーもしくは会計年度任用職員のほうで相談員がいますので、そちらのほうの職員が行くような体制となっております。まず、相談は川里支所の職員のほうで受けていただいて、申請のほうはこちらの福祉課の職員が対応する形になっております。以上です。

（諏訪）相談イコール申請になるケースもかなりあるかなというふうに思っておりますが、相談をしている最中に、いや、申請をしに来ましたよとおっしゃった場合、すぐ福祉課が対応ができていたと思っておりますか。

（福祉課長）はい、対応ができていると考えております。

以上です。

（諏訪）生活保護の申請というのは、やはり申請する方にとっては非常にハードルが高くなって思っています。私もご相談いただいて、一緒に福祉課の窓口に行くことも時々あります。そのときに、相談者は非常に内面的にはつらい思いをされながら相談に行くわけなのですが、それでやはりできたらその日のうちに申請をしたい、そのぐらい非常事態に陥っている方がとても多いと私も見ております。それで、相談イコール申請になるケース、また相談をしただけで一旦お帰りになるケース、その割合ってどのぐらいなのでしょう。

（福祉課長）そちらのほうについては、申し訳ございません。まだ把握をしておりますので、この場でお答えすることは……

(委員長) 大丈夫ですか。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 2 9 分)



(開議 午前 9 時 2 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(福祉課長) 先日資料請求のありました生活保護扶助事業の相談件数、申請件数、開始件数の中で、年度別に相談件数と申請件数の数値が書かれております。その差分が申請しただけで帰られたという形、相談のみで帰られたケースになります。ただ、この相談件数につきましては延べ人数になっておりますので、ご了承いただければと思います。

以上です。

(諏訪) 相談件数等は、確かに資料として頂いております。他市に比較して、いわゆる申請件数、また開始件数に非常に相談件数との乖離があるということがいろいろな場面で指摘をされておりました、本会議場でも丁寧に相談を受け付けていますよということなのですが、その丁寧というのはどういった丁寧さなのかがちょっと理解しにくいのです。要するに相談者はやはり申請に来ているとまず思ったほうが私はいいのではないかと思うのですが、相談だけで帰られるわけなのです。申請に至らないというところでは、非常に市民の方からも納得がいかないというようなお話も伺っておりますので、他市に比べてなぜこんなに申請件数、開始件数が低いのかということは、市のほうで何かお考えがあるのかどうかを伺いたいと思います。

(福祉課長) 窓口の対応につきましては、相談窓口に来るだけではなくて、電話相談ですとか、あとその人がやはり来れないから代わりに聞きに来たとか、そういう方とかもいらっしゃいますので、その方もカウントはされておるため、人数、件数が多いのかなと把握をしております。また、本人さんが来たときに申請の意思を確認をした後には、必ずその場で申請書を書いていただいて受理をさせていただきますので、申請件数については保護率の低さもありますが、窓口において相手の気持ちに

寄り添いながら確認をして受け付けております。

以上です。

（諏訪）では、321ページでございます。教育委員会運営事業の中の小・中学校適正規模及び適正配置事業なのですけれども、これ2015年から始まってしまして、適正配置という審議会や何かの下で、もう既に小学校が廃校になったところ3校ございます。今後も、これが予算書に載っているということでございますので、続けて適正規模、適正配置の事業は行っていくという意思表示だと思っておりますが、もう既に2015年から審議が始まっておりまして、ただいま申し上げましたように3校の廃校なのです。これに対しての検証というものはどのように行ったのかをまず伺います。

（教育総務課長）検証につきましては、学校の統合等が行われた児童の現状や保護者の意見を把握するためアンケート調査を実施し、状況を確認するなどの検証を行っております。

以上です。

（諏訪）端的に適正規模、適正配置に対するアンケートを行いますということで保護者の方々に行ったのか、またそれはいつだったのか、その公表はどのようにされたのかを伺います。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時35分）



（開議 午前9時37分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（教育総務課長）アンケートの実施なのですけれども、学校が変わった直後の6月頃とか、あとは1年が経過した2月、3月頃に行っております。こちらアンケート結果につきましては、審議会等とかで内容の方を報告しておるような状況です。また、学校のほうにも情報共有のほうを行っております。

以上です。

（諏訪）ただいま統合後の6月、また翌年の2月から3月にいわゆる統

合したほうの児童に行ったり、保護者のほうもそこで行っているということでもよろしいのか伺います。

（教育総務課長）保護者の方にも行っております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、その記録などは審議会の会議録などを拝見すれば分かるということだと思います。そのアンケート結果をどのように分析したかをまずお伺いすることと、あとは学校というのは当事者だけではありません。当然統廃合が行われた地域、学校があったところの地域、また子どもたちが増えたところの地域の住民の方々の意見も聞かなくては片手落ちだと私は思いますけれども、その地域住民のご意見などはどのように伺ったのか、2点伺います。

（教育総務課長）まず、アンケートの分析についてなのですが、内容につきましては、大半の児童が充実した学校生活を送れている内容のことをこちらのほうは把握しておるような状況です。

地域住民の方からの意見とかなのですけれども、やはり時々というか、こちら、教育総務課とか、こういったところにご連絡がありまして、そういった部分で確認とかはできているような状況です。

以上です。

（諏訪）そうしますと、学校がなくなった地域の方々からは時々お電話があったり、何かお問合せがあったりするという理解でもよろしいのかなと思うのですが、私も議会でこういった質問をしております関係で教育関係者の方からたくさんご連絡いただいています。やはりそういった教育の専門家の方々からのご意見というのは、教育委員会としてはどのように受けているのかを伺いたいと思います。

（教育総務課長）そういった教育の専門家からのご意見なのですが、窓口とかお電話でそういったお話がありましたら、こちらのほうはまずはお聞きするような対応にはなってくると思います。

以上です。

（諏訪）では、323ページのスクールバス運行事業でございます。こちらのほうも前任者が詳細を聞いてくださっておりますけれども、会計年度

任用職員の報酬が前年度より少し上がっているのかなと思うのですが、この会計年度任用職員の数、それとどこに配置されているのか。スクールバス運行事業ということですが、以前下忍小のバスが到着するときの会計年度任用職員さんの業務というふうに伺ってはいましたけれども、人数が増えたのか、それともどこかまた別のところに配置があるのかどうか伺います。

（教育総務課長）令和8年度の予算が増ということなのですが、会計年度任用職員の数の方は令和7年度から比べまして、令和8年度につきましては1名増となります。この1名増の部分につきましては、吹上小学校のほうに増となってまいります。

以上です。

（諏訪）同じく323ページの（仮称）川里義務教育学校整備事業でございます。こちらのほうが用地買収ということで新年度予算化されまして、資料請求いたしましたら1,486平米ということでございます。こちら基本構想、基本計画の中で図で示されておりますので、大体のところは分かりましたけれども、ここは今地目が何になっているのかを伺いたと思います。

（教育総務課長）地目の関係なのですが、こちら田として3筆、雑種地が1筆となっております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、田んぼが3筆、雑種地が1筆ということでございます。現況はどんな状況かをお願いいたします。

（教育総務課長）現況は、稲作が行われております。

以上です。

（諏訪）直近のこの近隣における田んぼ等の取引価格というのはもうお調べかどうかを伺います。

（教育総務課長）近隣の取引価格なのですが、こちら国土交通省のほう提供しております不動産ライブラリーがあるので、そちらで不動産関連の公的データが公開されております。同じ川里地内であっても、2024年から2025年の間に取引された土地の平米の単価なの

ですけれども、約7,300円とか、2万9,000円とか、4万3,000円といったように売買された土地の規模等によって大きく異なっているような状況です。

以上です。

(諏訪) 今回の予算書の中では、用地購入費として1,376万6,000円ということで予算化されているのですけれども、この積算の根拠を示してください。

(教育総務課長) こちら積算におきましては、概算ということで算出してもらいました資料を基に計上しております。

以上です。

(諏訪) 算出してもらったということは、どこで算出されたのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時46分)

---

(開議 午前9時47分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育総務課長) 申し訳ございません。こちらの積算、計上している価格につきましては、用地を担当している部署のほうに確認をしまして、予算のほうを計上した状況になります。

以上です。

(諏訪) 続きまして、335ページの教育支援センター管理運営事業でございます。こちらも前任者が確認をされていましたが、併せてこちらが337ページでしょうか、教育相談室活用事業、ここの関連ということでよろしい。さわやか相談員の件だったかなと前任者の質問の中から思いましたけれども、この会計年度任用職員増の内訳、335ページです。337ページは、会計年度任用職員報酬減の理由をもう一度お願いいたします。

(学校支援課教育支援センター所長) 教育支援センター管理運営事業の会計年度任用職員のほうの増というふうな質問なのですが、報酬の増ということで、人数が増えたわけではなくて、旧小谷小学校のほうに移転しまして、そちらのほうで8月から1人会計年度任用職員を置くように

なりましたので、7年度は8か月分の報酬という形でのせておりました、令和8年度は1年分の会計年度任用職員を置くというような形になっておりますので、それで増になっております。そちらの業務内容は、環境整備ですとか校舎の維持管理という形で、時間的には1日3時間という形でやっております。

もう一つ、337ページの適応指導教室活用事業は、昨日も話がありましたが、校内教育支援センターW i t h が令和8年度は埼玉県の実証研究を受けるため、県費の職員、県負担の加配が配置されます。それで、会計年度任用職員としてのW i t h 指導員はなくなるので、そのための報酬減になります。

以上です。

(諏訪) 分かりました。すみません。そうしますと、335ページの教育支援センター管理運営事業でございますが、昨年度8月以降ここが使われているということなのですが、午後の適応指導教室も行われていますが、その利用状況というのはどうなっているのか、昨年度からのを教えてくださいなればと思います。

(学校支援課教育支援センター所長) L e t ' s 教室の活用状況ですが、9月以降は午後もやっております。やはり一日を通しての参加の方もいますが、午後だけの方もいます。でも、比較的やはり午前中利用という形が多いのですが、1か月分の実績という形でよろしいでしょうか。1月までの実績で報告させていただきます。4月が33名、5月が63名、6月が61名、7月が37名、9月が77名、10月が103名、11月が96名、12月が79名、1月が75名、以上が今までの実績になります。

以上です。

(諏訪) ただいまの実績については、その月の1日の利用、例えば午前だけだったり、午後だけだったり、両方だったりというのが混在していると思ってよろしいのでしょうか。

(学校支援課教育支援センター所長) はい、ご指摘のとおりです。

(諏訪) そうしましたら、345ページなのですが、小学校備品購入事業でございます。こちらのほうの、一般質問でもさせていただいているので

すけれども、P T Aからの寄附の内容というのがどのようにカウントされているのかをまずお伺いしたいと思います。

(教育総務課長) P T Aからの寄附のカウントなのですけれども、そういった寄附があった場合なのですけれども、教育総務課に届出のほうがございます。そちらに届出があったものについて、こちらのほうで把握しております。

以上です。

(諏訪) 届出があったということなのですが、その内容については、例えば幾らぐらいだったのかなという、そういう費用の算出というのでしょうか、そういったものはないのでしょうか。品目だけですか、届出は。

(教育総務課長) こちら内容につきましては、品目、それと金額、それとあと数等を報告していただいております。

以上です。

(諏訪) そうしましたら、金額の部分で1校当たりどのぐらいの金額のものがあったのかを伺います。

(教育総務課長) 大変申し訳ございません。今、令和7年度の途中のものを確認してはみたのですけれども、ちょっと今年度は年度途中ということなのですけれども、P T Aの備品ということでの届出はまだ確認のほうは取れてはいない、まだ届いていないような状況です。過去のものについてなのですけれども、物によってやっぱり金額も様々になっております。

以上です。

(諏訪) では、本来のこの備品購入事業なのですけれども、金額がここに出ておりますが、この備品購入に関して1校当たりどのぐらいでこれは算出されたのかを伺いたいと思います。また、その算出の理由となる、ここに書かれていますけれども、教材備品等の、細かいところでちょっと教えていただければと思います。

(教育総務課長) こちら備品なのですけれども、各学校のほうに幾らということ示しておるのですけれども、それについては予算、全体からほかにも必要なものとか、例えばほかには修繕だったりとか、そうい

ったものとかもありますので、そういったものを勘案しながら、教材備品とか学校の管理備品とかということで予算のほうを配分しておるような状況です。

以上です。

（諏訪）その備品の中に保護者宛てのプリント類の紙のものだとかが、計上されているのかどうかちょっと分からないのですが、なかなかプリント類、今はもう皆さん電子で通達や何かが出るかと思えますけれども、一時期そのプリントが出なくなった時期がありまして、なかなか出せないのだと、紙代が足りないのだというようなことを伺ったことがあるのですけれども、そういった意味で、ある程度は学校に配分、どのぐらいの予算だよということは通知がされているのかと私思っているのですけれども、そういった備品の予算の配分は事前に行っているのかどうかを伺いたいと思います。

（教育総務課長）備品の金額につきましては、学校のほうにはお伝えしておるような状況です。

以上です。

（諏訪）しつこくて申し訳ないのですが、学校が購入する備品と、それからP T Aが寄附をする備品が、重ならないとは思いますが、本来学校の備品で買うべきものがP T Aから寄附がされていないかどうかのチェックというのはされているのでしょうか。

（教育総務課長）P T Aから寄附があったものについて、厳密にはそこまでは確認のほうはしておりません。

以上です。

（諏訪）343ページですが、下忍小の仮設教室リースの詳細なのですが、これも、これ前年度はたしか繰越明許だったと思われそうですが、その下忍小の仮設教室リースなのなのですが、令和7年から17年だったかなと思えますけれども、仮設教室というのはどういったものなのか、またそれはなぜリースなのかを伺います。

（教育総務課長）まず、今回の仮設教室ということなのですが、こちら建物自体なのですが、昔のような、プレハブというような

イメージのものではなくて本当に、外観からするともう通常の教室とか建物と見劣りしないような建物ということで、本当に簡易的な建物とは思われないようなものになっております。

それと、もう一点、リースということなのですが、一括でということになってきますとやはり支出のほうが、できたらできたで一遍に支出しなければいけないので、それを年数をかけて平準化していくということでリースにしております。

以上です。

（諏訪）現物も私も拝見させていただきましたので、普通の校舎だなという感じを受けるのですけれども、リース後、17年でリースが完了するのですけれども、その後この建物はどんなふうにお使いになる予定なのか伺います。

（教育総務課長）リース後なのですけれども、こちらは無償譲渡という形になっております。なので、その後なのですけれども、また学校のほうで使用につきましては考えていただいて使用していくものと今は考えております。

以上です。

（諏訪）リースといえども、金額的には2億2,800万ということで、相当な金額でございます。また、リースの建物ということで、例えば耐震やそういったところは設備がどうなのかなってちょっと不安に思うところなのです。また、リースしなければならぬぐらいの児童数の増加、これは下忍小に北新宿の地域の子どもたちが一遍に行くように、通学区域の変更で行くようになりましたので、その辺が児童数の急増に伴うリースだということところで、ちょっと計画的にどうなのだろうというのが市民の間からも声が上がっているのです。なぜ教室を増やさなければならないのかということでは、新たな税の使い方だなということところで、市民の方々からはそういった声が出ています。耐震性、またリース後の活用の仕方などをもう一度伺いしたいと思います。

（教育総務課長）耐震性につきましては、法的にのっとった建物という形になりますので、そちらにつきましては問題ないところのほうは確

認しております。失礼しました。建築確認申請のほうをしております。それと、やはり今後の活用なのですけれども、今後のやっぱり児童の推移によって、減ってきて、教室のほうも空いてくることもあるのですけれども、やはりまたそのときの状況に応じて学校のほうと中で相談したりとかという形を今想定はしております。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、同じ343ページのICT教育の件です。この機器の購入の積算の根拠を伺います。

また、委託する先の検討をどのようになっているかを伺います。

（教育総務課長）積算根拠なのですけれども、こちらは業者のほうから参考として見積りのほうを徴取しまして、そちらを基に算出しております。

以上です。

（諏訪）業者さんの見積りどおりということでございます。通常、何か購入するときというのは見積り合わせをするかなと思っているのですけれども、今回どのような業者さんと交渉があったのか伺いたいと思います。

（教育総務課長）今回ののはあくまでも予算という形になりますので、本当に参考ということでの価格をいただいております。また、購入するときはまた改めて適正に業者選定のほうを行っていくことを考えております。

以上です。

（諏訪）最後になりました。すみません。377ページ、379ページの川里生涯学習センター、北新宿生涯学習センターの、川里のほうは空調温度設定における水光熱費に対する考え方ということなのですが、今非常に寒いときに22度設定だったということで、利用された方が非常に寒い思っているということと、職員の方々は結構ジャンパー着て動いているねということから、空調の温度の設定についてを伺いたいと思います。

（中央公民館長）お答えいたします。

各部屋の空調機の温度設定は、環境省が示す目安を参考に設定をしてい

るということをごさいますして、光熱費に対する考え方といいますと、職員の方でも各部屋のドアの開放だったり、ブラインドやカーテンの開閉などによって室温の管理を行いまして、企業努力ではないですけれども、各課の工夫によりまして、特に川里生涯学習センターのご質問ですので、そちらの館につきましても経費の抑制を図っているというような状況でごさいます。

以上です。

（諏訪）22度設定で、利用される方が温度を上げたいなあって思いましてもなかなか上がらない状況らしいのです。その辺はどのようにお考えでしょうか。

（中央公民館長）お答えいたします。

原則は環境省の目安というのは維持をいたしますけれども、まず社会情勢やエネルギー価格の動向を踏まえまして、必要があれば窓口に申し出ていただいて、その辺を運用面で工夫を行いたいと考えております。

以上です。

（諏訪）北新宿生涯学習センターなのですが、Wi-Fi環境が部屋によってちょっとよくないところがあるようなのですが、これの上手な使い方というのでしょうかね、をちょっと教えていただければと思います。

（中央公民館長）お答えいたします。

公民館と生涯学習センターのWi-Fiというのは、福祉避難所に指定されていることですから、令和2年に災害時における情報収集、連絡手段の確保としてWi-Fiを整備したというような経緯がごさいます。現在、平常時は設備の有効利用の観点から来館者に開放してはいますが、設置の趣旨はあくまでも災害対応にありますので、建物全体をカバーするものではないと。ご質問の、エリアがどうしても全館にカバーするというものでごさいますので、事務所付近にまずそのポットがありますので、そこまでご足労願いますけれども、その辺りでWi-Fiを拾っていただいて、ご利用になっていただくというようなことになってくると思いますが、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

(学校支援課教育支援センター所長) 答弁漏れです。すみません。先ほど337ページの適応指導教室のご質問の中で、午後の利用人数はという質問でしたので、トータル的人数を申し上げましたが、午後の人数を申し上げます。

9月の午後の人数が2人、10月が12、11月が13、12月が9、1月が5。以上でございます。お時間すみませんでした。

(何事か声あり)

(学校支援課教育支援センター所長) 1日のほうもお伝えしますか。1日のほうの参加という形で。先ほどトータルも述べましたので。1日のほうが9月が4、10月が6、11月が5、12月がゼロ、1月が3。以上でございます。

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時10分)

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_  
(開議 午前10時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
最初に、諏訪三津枝委員より発言の取消しの申出がありましたので、許可いたします。お願いいたします。

(諏訪) 貴重な時間を失礼いたします。  
私、先ほどの質疑の中で、\_\_\_\_\_再質問のところを取消しをお願いをしたいと思います。

(委員長) ただいまの取消しの発言について許可することにご異議ありませんか。大丈夫ですか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。  
よって、発言の取消しは許可されました。  
なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。  
次に、こども応援課長より発言の取消しを求められておりますので、これを許可いたします。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 発言の取消しをお願いいたします。先ほど

\_\_\_\_\_答弁をいたしました。答弁を全て取消しをお願いします。

以上です。

(委員長) ただいまの取消しの発言について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(潮田) それでは、説明事業以外のところから始めたいと思います。45ページ、5歳児健康診査のところからです。

これは、昨年度というか、今年度までは国庫補助を今まで鴻巣は使っていなかったかと思うのですけれども、今年度は国の制度による5歳児健診をすると、今年度というか、新年度はするということなのか確認をしたいと思います。

(子育て支援課長) お答えいたします。

5歳児健診に係る国庫補助金につきましては、令和6年度から母子保健衛生費国庫補助金として交付を受けておりますが、当初は鴻巣市の現在の健診方式が補助対象となるかどうか不透明だったため、予算書等に表記しておりませんでした。8年度につきましては、現在と同じ、5歳児健診を継続実施する予定でございます。

以上です。

(潮田) それでは、今までと同じだけれども、予算的には変わらないけれども、ここでの表記が変わったということだけでよろしいでしょうか。

(子育て支援課長) 委員おっしゃるとおりです。

以上です。

(潮田) 59ページ、障害児保育事業のところ、障害児保育事業はこれ県補助のところではこの名称がなくなって、昨年度というか、令和7年

度の予算書には載っているのだけれども、令和8年度のほうには載っていないのですが、どういうことでしょうか。

(保育課長) 障がい児保育に要する経費につきましては、地方交付税として措置されていることから、県補助金の障害児保育対策事業は令和7年度をもって廃止となりました。

以上です。

(潮田) 県補助ではないけれども、でも実際には同じ金額がちゃんと確保できるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(保育課長) これまで障害児保育対策事業の対象となる児童につきましては、市の単独事業でありますいきいき子育て支援事業では対象外としておりましたが、令和8年度からは対象としたことから、そちらのほうでの支出という形になります。

以上です。

(潮田) それでは、障がい児にとってデメリットは別に起きないということでしょうか。

(保育課長) いきいき子育て支援事業のほうでは、障がいのあるお子さんや配慮が必要なお子さんに対しての加配に対して経費を、費用を補助しておりますので、デメリット等はないと想定をしております。

以上です。

(潮田) それでは、61ページ、みんなで健康マイスター事業補助金というのが、これは令和7年度にはなくて8年度には入っております。これは10分の10となっておりますけれども、こういった事業が新たになるのか伺います。

(健康づくり課長) 答えいたします。

こちらは県の補助金の事業でございますが、市民の方が自らの健康づくりに取り組むとともに、学んだ健康情報を家族やご友人の方に広めていただいて健康づくりの仲間を増やしていただく方ということで、従来健康長寿サポーターという県のそういう健康づくりを学ぶような、やはりこれも補助金の制度だったのですが、こういった講座を市町村でも実施してくださいということで県補助が当たっていたものでして、令和7年

度からこちらのほうを名前が、名称が変わりまして、健康マイスターというふうに名前が変わりまして、同様に補助が、県補助をいただいて実施しているところでございます。実際は健康づくり課を中心に行っております健康教育、予算書でいきますとこちらのほうが231ページの、歳出でございますが、こちらの食育事業と健康教育事業に充当しております、具体的な講座の名称で申し上げますと、職員の出前講座というのをやっております、市の職員が市の事業をご説明するような事業なのですが、こちらで健康長寿の講座というのを1つ持っております、こちらで実施をしております。そのほかは、食生活改善推進員のボランティアさんを養成するような食育ボランティア養成講座というのをやっております、そういった各種マイスターのこの講座のメニューを使いまして健康教育等を実施する際に活用している状況でございます。

以上です。

（潮田）それでは、これも名称が変わった形であって、別にデメリットが起きるようなものではないということによろしいでしょうか。

（健康づくり課長）委員さんのおっしゃるとおりでございます。

以上です。

（潮田）次が校内教育支援センターのところになるのですが、これは歳出のほうでちょっと改めてやりたいと思うのですが、ここには、こっちの財源のほうでも、歳入のほうでもちょっと今までと違っているので、併せてこれ歳出のほうで行いたいと思います。

あとは、63ページ、給食費負担軽減給付金については、これは給食費無償化の関連ということでよいのか、このことについて伺いたいと思います。

（教育総務課中学校給食センター所長）委員さんの認識されているとおりとなります。

以上です。

（潮田）そうすると、小学校の学校給食のほうは完全に無償というふうに考えてよいのか。実際には無償という表現はなかなか国は使わないようですけれども、県のほうからのお金と、市からの持ち出しというのは

今回はこれに関してはあるのでしょうか。

(教育総務課中学校給食センター所長) お答えいたします。

県からの支援額はまだ示されていない状況なので、はっきりした確定ではないのですが、上限額が今5,200円と示されておりますので、鴻巣市の給食費の月額が現在5,100円でありますので、8年度につきましては市の持ち出しはないものと考えております。また、給食無償化の支援の対象から生活保護の方は対象外になることが国から示されております。

以上です。

(潮田) そのようなお知らせというのは、国のほうの予算がまだ決まらない状況でございまして、年度中には無理かな、無理やりやりそうですけれども、でも保護者へのお知らせというのは、学校給食費のほうは支払い、自己負担なくなりますよというお知らせはどのような段階でどのように保護者のほうに伝えていくのでしょうか。

(教育総務課中学校給食センター所長) 保護者お知らせ通知につきましては、中学校給食センターのほうで作成をいたしまして、3月中旬(P.25「議会議決後」に発言訂正)の予定で小学校を通して児童の保護者に通知することを予定しております。

(潮田) 新入生に対しては、どのような周知になるのでしょうか。

(教育総務課中学校給食センター所長) 新入生につきましては、4月の始業式のタイミングで周知をしていく予定です。

(潮田) それでは、65ページの地域スポーツクラブ活動……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時37分)



(開議 午前10時37分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

中学校給食センター所長より発言の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

(教育総務課中学校給食センター所長) 先ほどの私の答弁の中で、通知

を3月中旬頃に送付するというふうな答弁をしたのですけれども、正しくは議会議決後、通知のほうを出す予定であります。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正の発言について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(潮田) それでは、65ページの地域スポーツクラブ活動体制、これがちよっとここの中では読み取れなくて、新年度はこの予算が出ていないのかなというふうに思うのですけれども、それについて確認をしたいと思います。

(学校支援課長) お答えいたします。

令和7年度の部活動地域移行実証事業が終了いたしましたので、昨年度歳入で計上していましたが地域スポーツクラブ活動運営委託料については、令和8年度は計上してございません。

以上です。

(潮田) そうすると、計上していないということは実際、でも実証事業が終わったといっても令和8年度も同じようにはやるのかどうか、やるとしたらその財源はどうなるのか伺います。

(学校支援課長) お答えいたします。

実証事業としては、今現在これは行う予定ではありませんが、それぞれの地域クラブのほうでそれぞれ動き出して、部活動地域展開の活動が動き出していく形になっています。そちらについて、歳出のほうで計上しております地域クラブ運営補助金のほうを市のほうで歳出として上げていく、出していくというような形で考えております。しかしながら、現在、国及び県において学校部活動の地域展開を支援する新たな補助事業が示されていることから、本市としても当該補助事業への申請を行っているところです。今後、その補助事業の採択が決定した場合は、これま

での取組や実証事業で得られた知見を生かしながら、地域スポーツクラブ活動の体制整備について引き続きそちらの補助金を活用しながら進めていくという形で考えております。

(潮田) 先ほど課長のほうで示していただきました地域体制、そう言っていたらそれは何ページに歳出で書いてあるものになりますか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時41分)

---

(開議 午前10時41分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(学校支援課長) お答えいたします。

337ページの地域人材活用事業の、めくっていただいた上から6行目に地域クラブ運営補助金というのがございます。こちらになります。

以上です。

(潮田) 分かりました。

それでは、説明をいただきました事業のほうからまたやっていきたいと思えます。157ページ、ひとり親家庭等医療費支給事業の、これは所得制限世帯とか、あとその人数、その基準について伺いたいと思えます。

(子育て支援課長) お答えいたします。

令和8年2月末時点で申し上げますと、所得制限となっている世帯が126世帯で、児童数は173名です。児童分については、こども医療費支給事業のほうで対応をしております。基準ですけれども、所得制限の基準は児童扶養手当と同様の基準となっております、児童扶養手当の一部支給となる方と同じ基準となっております。具体的には、扶養人数が1名の場合の所得額が208万円、2名の場合は246万円となっております。以上です。

(潮田) 分かりました。

続きまして、161ページ、生活困窮者自立支援事業につきまして、今自立支援相談センター、これは総合福祉センターのほうで、社協のほうでやっているかと思うのですけれども、それと福祉課との役割の違いについて

て確認をしたいと思います。

（福祉課長）お答えいたします。

まず、生活困窮者自立相談支援センターは、第2のセーフティネットとして生活困窮者の相談を受け、課題、状況の把握を行い、必要に応じて個別の自立支援計画を作成し、支援の方向性や支援内容を整理した上で、相談者の自立に向けた支援を継続的に行っております。また、福祉課では、第3の最後のセーフティネットとして生活保護制度に基づく支援を行うとともに、第2のセーフティネットとしてのセンターや家計改善支援事業などへのつなぎも行っております。

以上です。

（潮田）本市の場合は社会福祉協議会が違う建物で、少し距離がありますので、これって移動が困難な方もいらっしゃるかと思うのです。福祉課に来るのは、先ほども前任者がいろいろ質問されていましたが、生活保護を受けたいと思って来た方、だけれども生活保護ではなくて、家計改善をしましょうとか、自立支援にはこういったやり方がありますよとかというような話をするのが、具体的に進めていくのが社協のほうでやっているものだと思うのですけれども、実際にはここから総合福祉センターのところまで行くのにも移動が困難な場合、そういった場合の対応は市としてはどのように行っているものなののでしょうか。

（福祉課長）お答えいたします。

移動困難者については、状況に応じて相談員が市役所に来て相談を受け付け、支援を行うこととしております。

以上です。

（潮田）それは、市の職員がやることは難しいということでしょうか。社協の方でなければできないという意味なのでしょうか。

（福祉課長）お答えいたします。

社会福祉協議会の相談員さんに来ていただくことによって、社協が持っている様々な支援事業につなげられるといった効果がありますので、そちらの相談員さんのほうで対応をしていただいているという形となっております。

以上です。

（潮田）そうすると、社協のほうに委託をしている金額というのは、この予算書に載っている自立相談支援事業の委託料と家計改善支援事業委託料のこの2点がこれに関する生活困窮者自立支援事業、両方ともこれがこの3つ、3つ書いてありますけれども、委託料のところ3つありますけれども、そのうちこの2つが社協に委託ということでよろしいでしょうか。

（福祉課長）お答えいたします。

自立相談支援事業だけ社会福祉協議会のほうに委託をしております。以上です。

（潮田）家計改善しよう、こちらの支援の事業委託はまた別なところになるのでしょうか。でも、これも、家計改善も社協で行っている事業かと思うのですけれども。

（福祉課長）お答えいたします。

令和6年度より社会保険労務士法人 F o r t h e o t h e r s に委託をしておるものになっております。

以上です。

（潮田）分かりました。

続きまして、同じページですけれども、重層的支援体制整備事業のところになります。これ歳入では各課別ですけれども、歳出では非常に見にくいかなというふうに思っております、その重層的支援体制整備ってかなり今浸透してきて、鴻巣市は早い段階から福祉課が中心になってやっていただいているというのはよく認識しているのです。それで、視察も来て、とてもよくやってくださっているというのは分かっているのですけれども、これについて歳出ではなかなか見えてこない部分があるのですけれども、どのような形で重層的支援体制整備は行われているのか確認したいと思います。

（福祉課長）お答えいたします。

重層的支援体制整備事業では、相談支援、地域づくり支援、多機関協働事業を3本柱としております。相談支援や地域づくり支援については、

介護保険課や障がい福祉課、子育て支援課など、従前から実施している事業を重層的支援体制整備事業として実施しております。また、国が示す重層的支援体制整備事業を開始するに当たって、福祉課においては新たな機能として多機関協働事業を実施するため、本市の事務事業として重層的支援体制整備事業を設けております。

以上です。

(潮田) 再度確認したいと思います。

この重層的支援体制整備の事業の中に関連する課の名前をもう一度お願いいたします。

(福祉課長) お答えいたします。

障がい福祉課、介護保険課、子育て支援課、保育課、子ども応援課、以上となります。

(潮田) ここの部分には健康づくり課は関わらないということでしょうか。

(福祉課長) 委員がおっしゃるとおりです。

以上です。

(潮田) 続きまして、163ページ、障害者福祉費庶務事業で、これ生活のしづらさ調査が10分の10になっているものですがけれども、これの詳細を伺いたいと思います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) お答えします。

この調査は、在宅で生活する障がい児者、難病患者、そして手帳がなくても生活に困難を抱える人の実態を把握するための全国調査です。障がい者施策を検討するため、重要な基礎資料として位置づけられています。おおむね5年ごとに実施され、調査年の12月1日を基準日として行われます。前回は令和4年11月から12月に調査を行っており、298世帯について5人の調査員で実施をしました。国から県に委託され、県から委託金10分の10で実施するものです。

以上です。

(潮田) すみません。今の答弁で、5人で298人分ということでございましたけれども、これは対面で行うのでしょうか。こういった形での調査

になるのでしょうか。

(暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時51分)



(開議 午前10時53分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 統計調査委員さんのほうに各世帯を訪問していただいた上で、実際にその方がいらっしゃるかどうかを確認した上で回答していただくような形で、希望によっては点字のものですとか、そういう形の調査票をお配りしたりですとか、聴覚、言語、音声機能障がいなどのある方に対しては手話通訳さんの派遣についても配慮を考えるなどというところで、配慮した中で調査のほうを行うような形ですので、実際対面というようなところもありますが、もちろん記入及び郵送、返送という形のことも考えているというようなところが前回のときの調査となっております。

以上です。

(潮田) 続きまして、同じ163ページ、在宅重度心身障害者紙おむつ支給事業、これ250万円の増となっておりますけれども、物価高騰による単純な増なのか、または枚数も増になっているのか、またはその対象者も増になっているのか、確認です。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) お答えします。

物価高騰、週の増というところではなく、利用者数の増加によるものです。利用者数の推移についてですが、令和5年度385人、令和6年度411人、令和7年の12月末時点ですけれども、403人となっております、年々増加している状況です。

以上です。

(潮田) 分かりました。

続きまして、165ページ、特別障害者・障害児福祉手当支給事業についてです。各受給金額、受給者数、これプッシュ型ではないかと思いますの

で、該当と思われる方で受給していない可能性とその対応について伺います。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）お答えします。

令和7年度の特別障害者手当は、月額2万9,590円で、12月末時点での受給者数は96人です。障害児福祉手当は、月額1万6,100円で、12月末時点での受給者数は34人です。障害者手帳の交付時に手帳と障がい者の個別等級や障がい名、手帳診断書から明らかに受給資格がある方や手帳様の診断書の提出で受給見込みがある方にある方へ認定請求書の勧奨を行い、周知徹底を行っているところです。

以上です。

（潮田）すみません、答弁漏れです。

それ対応すべき人数と実際今、申請している人数は分かりましたけれども、対象となる、本来対象となる方の人数というのは出てこないですか。要はしていない人がどのくらいいるかというのを確認したいのですけれども。時間止めてもらえます。時間足りない。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時57分）



（開議 午前10時58分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）申し訳ありません。確認しまして、後で回答させていただきます。

（潮田）分かりました。

続きまして、167ページ、障害者生活サポート助成事業についてになります。これは、人数等は前任者の質問で分かっているかな、それでこの実際の事業の内容、サポート事業はどういったものを。事例を教えてくださいと思います。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）お答えします。

具体的な事業としましては、在宅の心身障がい児、者の生活を支援するために、一時預かり、派遣介護、送迎、外出援助等のサービス登録事業

所が提供しております。さらに具体的に申し上げますと、目的地、通所先や公園、自宅などまで車を使っての移動や親が看護できないときの事業所での障がい児の一時預かりでの利用などがあります。

以上です。

（潮田）現在、鴻巣市でこの事業を委託というか、受託かな、してくれている事業者は幾つになりますでしょうか。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）12月末現在ですけれども、登録されているのが32事業所で、鴻巣市内の団体さんは7事業所、市外が25事業所となっております。

以上です。

（潮田）分かりました。

続きまして、171ページ、障害者日常生活用具給付事業の、これにつきましてはいろいろ細かく今までも担当のほうにも聞いてきたところではありますけれども、耐用年数とか基準額の改定タイミングというのは、何か国とか、または県とかでタイミング、これだけ物価高騰していると10年も20年も前に決まっている金額では全然対応できないかなと思うのですけれども、国とかでそういった基準があるのか伺います。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）お答えします。

各品目の耐用年数基準額の改定のタイミング、改定に必要な要件等の国の基準はありません。したがって、近隣自治体の状況を踏まえつつ、市としての改定のタイミングを検討している状況です。

以上です。

（潮田）今の答弁とてもうれしいので、後でまた追及したいと思います。続きまして、171ページの自立支援医療給付事業で500万円が増でありますけれども、これ育成医療と更生医療については説明がありました。だけれども、これ育成医療の場合だと鴻巣市18歳まで医療費無料になっております。これが医療費、育成医療から更生医療に移行となる年齢で、まず令和8年度は何人想定しているのか、また育成医療中のこども医療との関係が、ここでも計上されているというのがちょっとよく分からなかったもので、どういったものになるのか伺います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) お答えします。

育成医療から更生医療に移行するという事は、制度上想定しておりません。理由としましては、育成医療は改善の見込みのある、効果が期待される治療に対して給付するもので、更生医療は定期的な治療が必要な方に給付するものとなり、内容が異なるような状況となります。育成医療費のうち保険適用となっている自己負担分については、こども医療で給付しているというような状況になっております。

以上です。

(潮田) 更生医療と育成医療は年齢制限の部分だと思うのですが、そうではないということでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 育成医療につきましては、治療の改善見込みがあるというところで治療を行うということになっております。(P. 45「育成医療は18歳未満の児童が対象となります」に発言訂正)

(潮田) そうすると、その2つは年齢が問題なのではなくて内容だということでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) お見込みのとおりです。(P. 45「育成医療は18歳未満の児童が対象となります」に発言訂正)

(潮田) 続きまして、175ページ、重度要介護高齢者支援事業で、紙おむつ支給対象者数と、委託料はおむつ代も込みでの委託料となっているのか伺います。

(介護保険課副参事) お答えいたします。

紙おむつの支給対象者数につきましては、紙おむつの現金支給分と現金給付分の合計となりますけれども、令和5年度が221人、令和6年度が213人、令和7年度、2月現在で198人となっております。このうち重度要介護高齢者紙おむつ支給委託料につきましては現物給付に係るもので、2事業者に委託しているところですが、紙おむつ代、現金支給分につきましては扶助費のほうで支出のほうをしております。

以上となります。

(潮田) 175ページ要介護高齢者等支援事業の中で、難聴高齢者補聴器の

補助開始以降の申請者推移を伺いたいと思います。

また、配食サービスにつきましては、これは物価高騰でいろいろ食品支援というのが今回も鴻巣市では臨時議会のときにやりましたけれども、物価高騰対策支援のほうの国からの交付金のほうを使いましたけれども、ここにこういったものを使うという発想とかというのは考えてはいないのか伺います。

(介護保険課副参事) お答えいたします。

難聴高齢者補聴器補助の開始以降の申請者推移につきましては、令和5年度に開始したのですが、令和5年度は151件の申請があり、122件の支給、令和6年度は172件の申請があり、137件支給しております。令和7年度につきましては、2月現在で149件の申請があり、142件の支給をしております。

次に、在宅高齢者等配食サービスと物価高騰対策につきましては、近年の物価高騰によりまして配食サービスに係る単価は上昇しておりますが、利用者本人が負担する料金については変更はしておりません。物価高騰対策のほうへの対応ということなのですけれども、こちらのほうでは現在考えておりませんで、1事業者から単価を上げるという旨の連絡もありましたけれども、こちらのほうは市の負担分に対応するという形を取っております。

(潮田) それでは、179ページ、生活支援体制整備事業で、コーディネーター配置業務委託料。このコーディネーターはどういったことをするのか確認をしたいと思います。

(介護保険課副参事) お答えいたします。

この事業は、鴻巣市社会福祉協議会に委託をして実施しているもので、このうち第1層のコーディネーターの業務は、第2層コーディネーターと連携し、各圏域のニーズやデータを把握し、全体を捉え、今後を見据えながら生活支援、介護予防サービスのコーディネートを行うものです。また、第2層コーディネーターは、鴻巣市社会福祉協議会支部の圏域を生かした圏域での活動を対象としております。

(潮田) 今のだと、コーディネーターが何か動くというより、調査とい

うことが主になるということなののでしょうか。その前の報告は、どこに対していつのタイミングで行われるものになるのでしょうか。

（介護保険課副参事）まず、活動のほうにつきましては、支え合い推進会議の委員さん、支え合いの協議体などとまず一緒に活動しております。報告体制につきましては、生活支援体制を構築するための目標と計画期間を定めた計画をまず提出させていただいております。各コーディネーターのほうは実施計画に基づく業務の進捗状況に対して、毎月の市の担当者とのミーティングを活用して、課題等を定期的に検討し、対応策につきましても検討しているところです。

以上です。

（潮田）すみません。これは、ちょっと動きがよく分からないのですけれども、実際にこれが何に活かされるものというふうに考えていいのでしょうか。

（介護保険課副参事）一番分かりやすいものが移動スーパーの実施になってくるかと思うのですけれども、買物難民というものを把握をしまして、買物支援の必要な地域の情報を把握したり、販売場所の調整とか、ほかにあと介護予防リーダーを対象とした合同研修会なども行っているところです。

以上です。

（健康福祉部長）なかなか説明が分かりづらくて申し訳ありません。もともとは介護保険特別会計の地域支援事業にありました。重層事業の関係で一般会計に今移っておりますが、生活支援体制整備事業の趣旨としては、地域ごとに地域での支え合いの仕組みをつくりましょうということです。介護保険サービスを使うだけではなくて、地域でできることは助け合いでやっていきましょうよという仕組みづくりです。細かくは地域ごとにそのニーズあるいは資源を把握していくのですが、それが第2層という、支部社協単位でコーディネーターを置いております。それらを鴻巣市内全域を見てコーディネートするのが1層コーディネーター。これが社協に委託して1人いるということで、鴻巣市では2層構造にしています。市を全体で見る、コーディネートをする1層コーディネーター

一、支部社協の単位ごとで見ると2層のコーディネーターが複数人おりました。1層、2層の支え合いの仕組みづくりをする事業でございます。以上です。

(潮田) それでは、ねんりんピックのところでお聞きしたいと思います。これ実行委員会としての動き、詳細って書きましたけれども、それほど時間もないので、すみません、概略で結構です。今、令和8年度で鴻巣市が市としてやらなければならない、これは国のほうの事業ではあるけれども、市としてもやらなければいけないことがあるかと思えます。これについては、いろんな、施設整備だったかな。何か少しお金が出なければいけないのかな。そのちょっと流れというか、鴻巣市がこのねんりんピックが開催されることによって支出するべきこととかも含めて伺いたいと思います。

(ねんりんピック推進プロジェクト課長) 答えいたします。まず鴻巣市の実行委員会ですが、昨年、令和7年の5月に設立総会を開催いたしまして、市長を会長に、監査2名を含む委員53名で立ち上げました。実行委員会の役割としましては、会則の制定、改廃それから大会の基本方針、事業計画、それから実行委員会の予算などを審議いただく組織となります。実行委員会の今後ですけれども、令和8年5月に総会を開催予定となっております。内容といたしまして令和7年度の実績と令和8年度の事業計画等をご審議いただく予定です。また、実行委員会なのですが、今申し上げましたとおり、大会の方針決定や計画策定を行う意思決定組織というものでございまして、この市の実行委員会とは別に、当日の実動部隊として実施本部を組織いたします。

また、市がやるべきこととのご質問ですが、今回一般会計の予算の中では、当該実行委員会への補助金を計上しておりますが、主な支出といたしましては、この実行委員会等の開催にかかる費用、それから大会の啓発物品、ソフトボール交流大会の実施に係る会場設営等の各種委託料、それから全国健康福祉祭、ねんりんピックの実施項目であります健康づくり教室にかかる費用、それから実施本部員へのスタッフジャンパー等の支給物品などを予定しております。

以上です。

（潮田）分かりました。

それでは、185ページ、地域子育て支援事業。これにつきましては資料請求もしてありますけれども、新年度からの新しい形というのの地域子育て支援という、ちょっとこれがよく分からなくて、今までやっていたものが合体をするのかどうなのか、ちょっとその部分を伺いたいと思います。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

こちら子育て支援センターと子育てサロンの部分に係るものです。事業統合の部分に関しては、国の補助メニュー的にも同一事業に位置づけられて、目的なども一緒であったことから、事業の最適化を図ったものとなります。ただ、それぞれの事業が何らかの影響を受けるということはないというふうに考えております。

以上です。

（潮田）ということは、形は今までどおりで変わらないということでしょうか。

（こども応援課副参事）委員ご指摘のとおりです。

以上です。

（潮田）すみません。では、ここで1つ、また別なところでやろうと思っていたのですけれども、ここにかかりますので……いや、いいです。すみません。失礼しました。いいです。

185ページ、こどもまんなか推進事業のところ、資料請求で子どもの意見箱というの内容を出していただきました。これを見ると、この対応については前任者の質問でまだこれから動くというようなのだったかなというふうに思うのですけれども、これ一つ一つ見るとやっぱり各課とかなり連携しなければいけないと思うのですけれども、この大本、これを始めたときに、市でいうと市民からの声というのは秘書課が扱っていて、各課に投げる。これの意見箱に来たものというのその流れというのは、直接こども応援課から各課に投げるのか、市全体としてこどもまんなか推進事業という意味では違うルートで、秘書課だとかそういうと

ころも通すということなのか確認したいと思います。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

お見込みのとおり、こちらの資料にありますとおり、分野というのはいろいろまたがっております、こちらは各課に直接というよりかは、全体の庁議がございまして、中でやっております庁議がございまして、その中で全庁的に共有しまして、施策への反映を検討をお願いしているというところになっております。

以上です。

(潮田) これは、頂いた資料では内容しか当然載っておりませんから、でもこれは皆さんお名前も住所とかも明記されているものなのか。それによって、自分のところが危ないとか、一人で帰るのが怖いとかというようなのがあったとしても、それ特定しないとできないですけども、この意見箱というのはどういった形でやっているのでしょうか。

(こども応援課副参事) 住所等については、そこまで細かく明記をいただいております。住んでいる地区というところで選択いただいておりますものになります。

以上です。

(潮田) せっかく子どもたちから16件来たものに対して、でも相手が特定できるようなもの、16件のうちその出した方が特定できる形なのか、特定できないものもあったのか伺います。

(こども応援課副参事) 基本的には、名前については愛称でもオーケーとしております。ただ、メールアドレス等も明記いただいておりますので、連絡取る手段としてはあるのかなとは思っております。

以上です。

(潮田) 分かりました。

次、187ページ、放課後児童クラブ管理運営事業で、これについては放課後児童クラブは学年が変わると入れる基準が少し変わってきたりとかというのがあるかと思うのですけれども、その学年が変わった段階で、今までは例えば1年生だったらできたけれども2年生だと受け入れることができないというようなこともあり得るかなと思うのですけれども、そ

ういったことでの困り事は、令和8年度についてはこの予算の中では大丈夫なのでしょうか。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 就労条件のほうが決まっております、確かに1年生ですと午後3時以降の勤務が週3日以上、2年生になりますと午後4時以降の勤務が週3日以上、または午後3時以降の勤務が週4日以上というふうにはなっております。現在申請をさせていただいている中で、困っているという状況の方は特段聞いておりません。以上です。

(潮田) 分かりました。他の市町村でそれでちょっとトラブルがあったというのを聞いておりました、なかなか難しいということを知っておりましたので、それで確認をさせていただきました。

ということは、今鴻巣市では放課後児童クラブにおいては、保育のほうって結構今すごく充実してきているけれども、それがそのまま移行して小学校に上がってというのの壁があるというふうに聞いておりますけれども、苦情とか、現実困っている、本来行かせてあげたいけれども、入らせてあげたいけれども入らせてあげることができないというようなお子さんはいないというふうに思っておりますでしょうか。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 現在申請をいただいております児童クラブの入室者につきましては、全員が、若干第1希望どおりではないですが、どこかしらの児童クラブのほうに入室できるような状況になっております。

以上です。

(潮田) 若干というところがちょっと心配ですけれども、その若干の方というのは、1つの小学校に対して必ずしも1つではなくて、放課後児童クラブが幾つかある場合はそれを柔軟にできると思うのですけれども、そういったことでよろしいでしょうか。全然違うところに行かなければならないというような子は出ていないということでもよろしいでしょうか。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 委員お見込みのとおりです。

以上です。

(潮田) すみません。時間がないので、随分飛ばすのですけれども、197ページ、母子家庭等対策総合支援事業。これコスメバンクが今年度予算化されてとてもうれしいのですけれども、このコスメバンクの周知の部分について伺いたいと思います。こういった形で周知をどの段階ですか。これは児童扶養手当受給者になるかと思いますが、その部分も含めてこういった形での周知をするのか伺います。

(子育て支援課長) この事業でコスメギフトを配布する方は児童扶養手当受給者の方となりますので、令和8年8月の児童扶養手当の現況届について通知をする際にコスメギフトをお渡しする旨を併せてお知らせ出す予定となっております。

以上です。

(潮田) このコスメバンクプロジェクトについては、子ども食堂のほうにもというふうに、市長のほうであったかな、市長の最初のところであったかと思うのですけれども、子ども食堂のほうにはどのタイミングでいつという形なのでしょうか。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

基本的には、先ほどの母子家庭等総合支援事業のほうで配って、その残った部分に関して子ども食堂等に分配していくということを想定しております。

以上です。

(潮田) 分かりました。

続きまして、205ページの吹上地域保育園等新設整備事業についてです。これは、こども誰でも通園制度を開始ここでも開始する可能性があるのかどうか、あと職員の交互サポートはあるのか。3つの事業が同じ建物で行われますので、職員の交互のサポートというのを考えているのか伺います。

(保育課長) 吹上地域保育園等新設整備事業の中で、こども誰でも通園制度を実施するという事は、現在のところはまだ予定をしておりませんが、今後運用についての協議を行ってまいりたいと思います。

職員同士の交互サポートについては、同じ建物の中の職員になりますの

で、保育所とつつみ学園等ではサポートはしていけるかなと思います。支援センターについても同じように職員同士のサポートはしていく形になるかと思います。

以上です。

（潮田）207ページ、つつみ学園管理運営事業、これは現在、医療的ケア児の在籍状況を確認いたします。

（保育課長）つつみ学園では、現在、医療的ケア児の在籍はございません。

以上です。

（潮田）このつつみ学園に通っているお子さんの今後の就学へのつながりが心配なのですが、これは教育委員会にも関わってくるのかなというふうには思うのですが、その就学のつながりというのはつつみ学園のお子さんたちにはどのようにしているのでしょうか。

（保育課長）つつみ学園のお子さんにつきましては、相談の中で、教育支援センターと連携をいたしまして相談等を行っていく形となっております。連携を図っております。（P. 44「吹上地域保育園等新設整備事業のそれぞれの施設の連携につきましては、保育園、つつみ学園についてはそれぞれの施設に配置されている職員で保育、療育を実施し、子育て支援センターについては業務委託を検討しております。今後、子どもたちの交流を図るために、職員同士の相談等の連携を行っていきたいと考えております。」に発言訂正）

以上です。

（潮田）令和8年度は、医療的ケアの必要なお子ちゃんも小学校に1人入るという話がありました。ということは、今後もそういったことが考えられると思うのですが、このつつみ学園と、今回のそのお子さんがつつみ学園かどうかは全然分からないのですが、そうではない、今後そういったことが考えられると思うのですが、つつみ学園と教育支援センターの連携は密に取っているということによろしいでしょうか。

（保育課長）委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

(潮田) その場合には看護師の配置が必要になってまいりますので、かなり早い段階からやっていく必要があると思います。いつもその連携はいつぐらいから取っていらっしゃるのでしょうか。

(保育課長) つつみ学園と教育支援センターの連携につきましては……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 2 6 分)



(開議 午前 1 1 時 2 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(保育課長) つつみ学園のほうでは、年少、年中の段階から保護者の方とのご相談の中で教育支援センターとつながりを持つような形で連携をしております。

以上です。

(潮田) それでは最後に、教育のほうに全然質問できませんでしたので、教育に質問したいと思います。

329ページ、さわやか相談員活用事業のところでは、令和8年度からは今までと体制が変わるとというのが委員会での話で初めて分かったところがありますけれども、さわやか相談室とW i t hの役割の違いと、違いと、その関係性と、さらに今までさわやか相談室の先生が担任の先生とつなぐということも非常に難しかったというのがあります。今回、このW i t hと一緒に、同じような形で、半分の4校はW i t hと一緒に、半分は今までと同じになるということでしたけれども、それについての担任との連携についても伺いたいと思います。すみません、これが最後の質問です。

(学校支援課教育支援センター所長) 令和8年度から令和10年度までの3か年、県の中学校配置相談員と校内教育支援センターの統合に関する実践研究というモデル市町村の指定を受けまして、中学校配置相談員と、さわやか相談員ですね、と校内教育支援センターの統合に関する実践研究に参加する予定です。3年間の実践研究によって、市費のW i t h指

導員を配置し、学習保障等相談業務を兼ねます。そこに県費の加配がついて学習面を担当する。こちらが未設置の中学校4校になります。3年後は今までのとおり戻るような形で、市費の会計年度任用職員としてのW i t h 指導員とさわやか相談員に戻るといような形で、W i t h 及びさわやか相談室は引き続き継続していく予定でございます。

(担任との声あり)

(学校支援課教育支援センター所長) 今までもなのですが、担任とは生徒の様子とかを学級担任に伝えるとともに、さわやか相談室との連携、生徒の様子を確認してコミュニケーションを取るといような機会を取っております。

以上です。

(潮田) すみません。その場合に、今回の県費で新たになるという先生と子どもたちとのこれまでのコミュニケーションが、W i t h が始まってまだ1年ですから、1年ですよ。だから、やっと先生と慣れたかなという部分もあるけれども、今度の県費で来る先生といのはどういった先生が来るのか。その今までの先生がいいという場合もあるし、そうではないという場合もあると思うのですけれども、新たなその県費でいのがどういう人が来る、全く新しい人が来るのか、今までもW i t h でいた人が来るのか確認をしたいと思います。

(教育部副部長兼学務課長) では、お答えいたします。

県費の教員となりますので、教員免許状を保持していることが必要となります。ですので、これまでW i t h で支援、指導して下さっていた方の中で、教員免許を持っている方で来年度も意向されている方に関しましては任用をすることが可能です。実際何名か任用をしております。また、免許がない方につきましては、今回W i t h のほうの加配教員としては採用できませんので、そういった学校に対しましては新たな教員を、教員免許を持っている者を採用して対応する予定でございます。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時32分)

---

◇

(開議 午後零時 59 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、学務課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

(教育部副部長兼学務課長) それでは、先ほど潮田委員より現在任用されている校内教育支援センター指導員の継続の任用はということでご質問を受けた際の答弁について、追加でご説明をさせていただければというふうに思います。

現在任用中の校内教育支援センター指導員につきましては、教員免許状をお持ちではないというような答弁をいたしましたけれども、正しくは当該学校種の免許をお持ちでないということになりますので、改めて来年度 W i t h に配置する予定となるのは県費の加配教員となりますので、学校種に応じた教員免許が来年度は必要となりますことから、今年度採用しておりました指導員の中には、違う学校種の教員免許をお持ちの方もいらっしゃることから、同一校での継続任用ができないケースもありますというふうにさせていただきます。申し訳ございませんでした。

(委員長) 続きまして、保育課長より発言の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

(保育課長) 午前中の潮田委員の吹上地域保育園等新設整備事業についての質疑の中で、保育園、つつみ学園、子育て支援センターの職員で連携していくと答弁をいたしました。吹上地域保育園等新設整備事業のそれぞれの施設の連携につきましては、保育園、つつみ学園についてはそれぞれの施設に配置されている職員で保育、療育を実施し、子育て支援センターについては業務委託を検討しております。今後、子どもたちの交流を図るために、職員同士の相談等の連携を行っていきたいと考えておりますと訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

(委員長) 続きまして、障がい福祉課長より発言訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 発言の訂正等をお願いいたします。

潮田委員のご質問にありました自立支援医療給付事業に対する質疑の答弁の中で、制度についての説明の後に年齢の関係の質問をいただいたところだったのですが、私のほうで年齢によらないというところの旨を答弁してしまいました。正しくは、育成医療は18歳未満の児童が対象となりますということで、おわびして訂正をお願いします。

あわせて、補足説明をさせていただきたいと思います。昨年9月議会の重心の資料を参考にちょっと説明をさせていただきたいと思います。今回、ちょっと補足として説明させていただきたいのが育成医療の関係の個人負担ですとか、そういうところになります。医療に関しては、総費用10割というところがかかっているとすると、医療保険で7割というところが一般的なところかと思いますが、重心のところでも以前2割というのを見ますよ、これ今、ちょっと難しいのですが、1割負担の方というようなところのお話をさせていただきますと、以前お話しさせていただいた自立支援医療というようなところで2割負担しますよというようなところが育成医療というようなところで負担をさせていただくところになります。また、今まで自己負担で1割というようなところに関しては、こども医療のほうで負担をさせていただくようなところになりますので、この育成医療、更生医療もですが、それぞれ所得制限等もありますので、所得によってはその負担割合は変わるというようなところがありますが、18歳未満の方はこども医療でその部分を全額カバーできるというふうなところになっております。

あわせてさらに、特別障害者手当・障害児福祉手当事業の答弁漏れだったところに関して答弁させていただきます。こちらのほう、対象となり得る方にはほぼ皆さんにしっかりとご案内をさせていただいております。また、転入の方で対象になり得る人に関しましては、当該手当の受給の有無を確認、また聞き取りの中でよく分からないというふうなところがありました際には、必ず転入前の自治体のほうへ確認をさせていただいております、漏れのないように努めているところです。

以上です。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 0 4 分)



(開議 午後 1 時 0 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの発言の追加、発言の訂正、そして補足の追加につきましてはご了承ください。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

では、これより質疑に移ります。ほかに質疑はありませんか。

(後藤) 令和 8 年度一般会計当初予算について通告の順に、前任者から質問があった部分は省きつつ、ただ気になったところは、通告にないですけれども、ちょっと追加質問のような形で進めさせていただきます。まず、11ページの債務負担行為に関して、中学校給食調理等業務委託、令和 7 年から 11 年度までの 4 年間、限度額が 6 億 5,366 万 7,000 円ということで、1 点目としては今回の委託費、この金額がどのような根拠で積算をされているのかをまず確認いたします。

(教育総務課中学校給食センター所長) お答えいたします。積算の根拠ですけれども、債務負担の金額は 3 者から見積り徴収し、3 社の平均額を計上しております。

以上です。

(後藤) あと、2 点目として、この債務負担行為の期間を 4 年間とした理由について何かあれば、そこも確認をさせていただきます。

(教育総務課中学校給食センター所長) お答えいたします。令和 8 年度は、入札を行い、業者を決定し、契約までを行います。業務委託の履行期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間となり、それを合わせての 4 年間となっております。

以上です。

(後藤) その 3 年間なり 4 年間ですけれども、今後、3 年前、4 年前と比べると、今ですらかなり人件費とか物価が高騰しているかと思います。この金額に対して、今後予想される物価高騰とか人件費の高騰分というのは盛り込まれているのかというところ、学校給食は調理体制の維持と

か、あと給食の質を維持していくというところ非常に重要かと思いますので、確認の意味で伺います。

（教育総務課中学校給食センター所長）今回業者から見積り徴収をするに当たりましては、その中で人件費の上昇や業務に係る資材費等の物価上昇を加味して見積り徴収のほうを行っております。

以上です。

（後藤）では続きまして、歳出のほうに移ります。

まず、117ページのふるさと館維持管理事業に関してです。通告のほうは、担当課変更のことなのですけれども、これは執行部のご説明で理解ができました。答弁の中で、今後文化財の集約とか、発掘資料の整理準備に使用するというお話しされていたのですけれども、まずこれで本決まりなのか、決定なのかというところを確認させていただきます。

（生涯学習課長）委員ご指摘のとおり、当面そういった活用をしていくということで決定しているところでございます。

以上です。

（後藤）分かりました。決定したということが確認できたので、昨日のご説明の中で川里図書館の改修があって、たしか来年の2月の工期期間中は窓口業務を一部旧教育支援センターのほうに移管するというところだと思うので、まだ期間は、時間的な余裕はあるかと思うのです。今後その発掘資料の整理等に使う上で、この猶予期間の間で何か準備をするものとか、そういった何かスケジュール、予定等があれば伺います。

（生涯学習課長）ふるさと館のほうなのですけれども、本館という言い方が正しいのか分かりませんが、川里図書館の隣にもともと旧教育支援センターが事務所として使っていた部分、そちらのほうに臨時窓口を今設けているところです。文化財の資料等につきましては、そのさらに隣の東館のほうに今順次物を運び込んだり、あとは先ほどの調査整理等についてはそちらのほうを中心に行うということで、今準備をさせていただいているところです。

以上です。

（後藤）東館のほうでそういった収蔵庫的な使い方をされるということ

だと思えるのですけれども、文化財とかというのは古くからあるもので、何か物としては繊細に扱わなければいけないのかなというイメージがありまして、例えば湿度とか遮光、光に当ててはいけないとか、何かそういったものがもし必要であるとするなら、今後東館に関しても適切な環境で保管をしていくに当たって、追加で何か設備的な投資が生まれてくるみたいなケースは想定されているのかを最後に伺います。

（生涯学習課長）文化財の資料につきましては、当然適切な保管管理等が必要になってきます。今現在、施設はどのような改修というのでしょうか、そちらについては、まだこれから実際資料等を整理する中で決定していくものというふうに考えております。

以上です。

（後藤）続きまして、157ページ、ひとり親家庭等医療費支給事業に関してです。所得制限で引っかけられて支給停止になっている数に関しては、たしか前任者のほうで質問あったと思うのですけれども、そもそものその対象家庭数について、以前の委員会等でも大体650世帯ぐらいで推移をされているということだったのですけれども、今その傾向に変化がないかというところを確認させていただきます。

（子育て支援課長）お答えいたします。

令和8年2月末時点での対象家庭数は620世帯となっております。各年度末時点の対象家庭数の推移なのですけれども、令和3年度からの数字があるのですが、そちらでよろしいですか。令和3年度が640世帯、令和4年度が648世帯、令和5年度が637世帯、令和6年度が653世帯となっております。

以上です。

（後藤）ひとり親家庭等医療費システム改修委託料、少額なのですけれども、80万程度計上されております。これ令和7年度の当初予算だと未計上だったので、この委託内容についての詳細伺います。

（子育て支援課長）こちらは、国が令和8年度中をめどに導入を進めておりますPMHに対応するための改修を行うものです。これは、マイナンバーカードを医療機関に提示することにより、公費医療の資格情報を

オンラインで確認できる仕組みとなっております。今回の改修では、鴻巣市が所有している公費負担医療の資格情報を連携するためのシステムを構築する予定となっております。

以上です。

（後藤）続きまして、161ページ、生活困窮者自立支援事業に関してです。通告で家計改善支援事業委託料297万円で、これは前任者のご質問で社労士法人に委託をされているということなのですけれども、まずこの委託料については、相談件数1件当たりについて費用が発生するのか、何か社労士さんとか、資料だと年額の契約なのかというところ、どちらなのかを確認をいたします。

（福祉課長）お答えいたします。

年間当たりの金額になります。

以上です。

（後藤）ちょっと追加で、家計の改善ということで、日々の出費に何かアドバイスをいただけるというのはホームページの内容にもあって、私もつつい無駄遣いをしてしまうときもあるので、私も受けたいぐらいなのですけれども、この事業の効果というところはどういうふうに見ておられるのかを質問いたします。

（福祉課長）実際家計改善支援事業で相談に来られた方の中には、本来年金の受給資格があるにもかかわらず、その申請をしていない方もいらっしゃるしまして、その場合、社労士さんのほうが代理請求をして年金を受けられるようになったりですとか、あとはもう家計の改善の必要がない方でいらっしゃるとしても、毎月やっぱり心配だから、来るよという、いらっしゃるの、そういったところからも効果はあったかなと考えております。

以上です。

（後藤）同じページ、重層的支援体制整備事業に関して、通告は会計年度任用職員と、あと事業全体の金額を通告していたと思うのですけれども、ほぼほぼ人件費の減り分だというご説明があったので、そこは理解できたのですけれども、ご説明で職員が7名から4名に減ったというこ

とで、半分近く減るというのは結構勇気のある決断というか、判断だったと思うのです。その説明の中で、職員側にも知識とかノウハウが蓄積されてきたというところと、あと地域とか関係機関の協力体制も整ってきたから、人数減らしたというご説明だったと思うのですけれども、ここをもう少し具体的に、どういった地域の方とか関係機関が今協力をしてくださっているのか、そこだけ確認として伺います。

(福祉課長) お答えいたします。

まず、地域のところの部分になりますが、民生委員、児童委員さんですか、地域包括支援センターの方々になります。また、関係機関については、庁内の関係部署のほうになります。

以上です。

(後藤) 続いて、163ページの在宅重度心身障害者紙おむつ支給事業に関してです。委託料に関しては前任者の質問があって、十分に理解できたのですけれども、令和7年のたしか12月に扶助費の追加補正があって、一般財源から140万、紙おむつ代が計上されていたと思うのですけれども今年度も同じように状況によっては追加で補正するなど、検討の余地があるのかを確認で伺います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) お答えします。

令和8年度につきましては、その増分を見込み、予算計上させていただきました。また足らなくなってしまった場合は、ご相談させていただくことになるかと思えます。

以上です。

(後藤) 続いて、165ページ、重度心身障害者医療費助成事業に関して、これ前年から4,800万増えている理由については、前任者の答弁で理解できました。月400万掛ける12か月で4,800万ということで、そこは理解できたのですけれども、すみません、私が聞き漏らしただけかもしれませんが、この月400万という数字というのはどのような根拠で算出されたのかを伺います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時20分)

---

◇

(開議 午後1時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 令和8年1月診療分より精神障害者保健福祉手帳2級所持者まで拡大したというような状況がありまして、想定される対象者の医療費の一月当たりの上限額を累計しますと393万2,500円というところから、400万というところを仮定させていただきまして計上させていただいております。

以上です。

(後藤) この精神障害保健福祉手帳2級まで拡大となっていて、1月から実際にスタートされているかと思うのですが、これ資格登録申請が必要ということで、その対象拡大の周知というのはどのように行っているのかを質問します。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 対象の方に対して個別に通知を送らせていただきまして、12月から1月、今現在もですけれども、登録のほうを申請を受け付けているような状況です。

以上です。

(後藤) 続いて、167ページ、福祉タクシー・自動車燃料費助成事業に関して、通告では申請者数の推移についてということで、前任者からもそのような質問あったと思うのですが、昨日ちょっと家に帰ってまたこの事業を確認していたところ、多分に私の理解不足の部分があるかなと思ひまして、ちょっと根本的なところから質問させていただきたいのですが、これはまず福祉タクシー利用券と自動車燃料費助成券というのは、両方とも申請してもらえるのか、どちらか選ばなければいけないかというところをまず確認をさせてください。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) いわゆるタクシー券とガソリン券、どちらかということで選択をさせていただいております。

以上です。

(後藤) そうすると、どちらか一方を選ぶということなので、例えばご家庭というか、家庭の状況によっては、たまに介護タクシー使って、た

まに誰かの運転で利用するみたいなケースもあるのかななんて思うのですけれども、何か半分半分でもらいたいみたいなニーズなどは市のほうで認識されているのか、質問いたします。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 今年度4月から来ましたが、そのような要望があるというのはお伺いしていない状況です。

以上です。

(後藤) あと、支給のタイミングと枚数についてなのですがすけれども、ホームページ見て、私のちょっと認識があやふやなもので、これも確認なのですがすけれども、4月の1日時点でもう既に対象だったら、その年の例えばクリスマスとか年明けに申請しても満額もらえる。例えばよその市から8月とか夏に引っ越してきて対象になった場合は、その引っ越してきたタイミングで減額になるみたいな認識でいいのか、確認させてください。すみません。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 委員の認識のとおりです。

以上です。

(後藤) 通告で数の推移というふうに伺っていたのですがすけれども、出入りが転入者とかの影響も受けるので、この場合は何か数の推移というよりは、申請割合を確認したほうがいいかなと思ひまして、分かる範囲で推移か、あるいは大体その対象者数に対して何人が申請しているのかの割合を伺います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時25分)



(開議 午後1時26分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) こちらのほうの助成券のほうを何%の方々、今ちょっと計算させていただいたので、誤差が若干ある可能性はありますが、令和5年ですと約75.8%の方、令和6年度ですと約74.7%の方、令和7年度の見込みとしますと、約77%の方が利用の申請をしていただいているというような利用者数というようなところになり

ますので、七十五、六%前後の方が利用していただいているかと思えます。

以上です。

(後藤) 続いて、169ページの障害者移動支援事業に関してです。この事業支援費が令和7年当初予算から比べると200万近く増額をしているということで、まずこの増額の理由について伺います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) こちらは、やはり利用者数及び利用時間数のところが伸びている状況でして、こちらのほう増額をさせていただいている状況になっております。

以上です。

(後藤) この支援事業の対象者に関してホームページ等を見ると、屋外での移動が困難な方の外出のための支援ということなのですが、この屋外での移動が困難な方というの、具体的には対象となる方はどんな人なのか、基準等あれば教えてください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時28分)



(開議 午後1時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 申し訳ございません。確認して、後で回答させていただきます。

(委員長) よろしく願いいたします。

(後藤) 続いて、同じページです。障害者自立支援給付事業、前任者のご質問あったかもしれないですけれども、支援給付費が令和7年当初から……2億円か。2億9,068万9,800円増加しているこの理由について伺います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) お答えします。

扶助費が伸びている要因としましては、令和3年度に続き、令和6年度の報酬改定でもサービス事業所の処遇改善や各種支援体制の加算の強化がされ、請求単価や加算率が引き上げていること、1人当たりのサービ

ス費の上昇、利用者数の増加というところで、増額とさせていただいております。

以上です。

(後藤)これ度々委員会でも質問があるところだと思うのですが、やっぱり毎年度かなり総額としても増え続けているのかなというところで、今後の見通し、いつ頃までにピーク迎えるのかみたいな、その辺り見解があれば教えてください。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長)こちら、やはり人件費の部分での報酬改定というところでの増額をせざるを得ない状況がございます。令和8年においても補修改定がイレギュラーであるような形になっておりますので、人件費高騰が続く、またサービスが増えたり、加算が増えたりというような状況も可能性としてはかなりあると思いますので、これは当分の間増加傾向にあるのかなと考えております。

以上です。

(後藤)続いて、173ページの障がい者基幹相談支援センター運営事業に関してです。運営委託料として1,218万7,000円で、これは令和7年の当初予算と同額だと思うのですが、しゃろ一むさんと夢の実さんとの共同事業体というご説明が過去にあったと思うのです。北本市では令和7年の当初予算、間違いがなければ685万5,000円計上されているのですが、ここはどういうやり方で費用案分されているのかを確認します。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長)事業者のほうから見積りを取りまして、北本市と協議を重ね、精査し、委託金額を決定しております。人口比により委託費の案分率を決めております。案分率につきましては、鴻巣市64%、北本市36%となっております。

以上です。

(後藤)続いて、175ページのシルバー人材センター助成事業なのですが、シルバーセンター補助金が令和7年の当初予算から約300万増加をしているということで、登録者数については昨日前任者の質問でもあったと思うのですが、この理由について伺います。

(介護保険課副参事) お答えいたします。

シルバー人材センターへの補助金につきましては、令和2年度以降令和7年度まで同額を支出しておりました。しかしながら、物価高騰、人件費の上昇、インボイス制度対応による経費の増加により、センターの支出が増加しております。また、令和8年度にはセンターのほうのパソコンの一括更新が予定されていることから、必要な経費を補うため、補助額を増額したものです。なお、センターの自主事業として、事務費率を10%から12%に引き上げることも決定されているとのことです。

以上です。

(後藤) 179ページに移ります。ねんりんピック交流大会開催事業でございます。いよいよ令和8年度に50周年を迎えるわけなのですが、会計年度任用職員の報酬というのが、これも大きな額ではないですが、令和7年の当初から約40万減となっております。今年が開催年度なので、こういった会計年度任用職員の方も人数増えるかなという勝手なイメージがあったのですが、この職員数の減というのはもちろんないとは思いますが、プロジェクト内の人員体制について影響が出ないのかとか、あと令和7年と令和8年でこの方々の業務内容に変更等があるかを確認させていただきます。

(ねんりんピック推進プロジェクト課長) お答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、今年度1名在籍しておりますが、令和8年度も引き続き1名の雇用を考えております。前年度から減額となりました主な理由としましては、ねんりんピック大会を11月に開催しまして、大会終了後の12月末までの雇用とすることから、令和9年1月から3月分までの報酬が減額となるものです。

また、プロジェクトの人員体制でございますが、現在正規雇用職員が5名、会計年度任用職員が1名の計6名体制となっております。体制につきましては、また新年度どうなるかちょっと分からない中で、大会終了後の会計年度がいなくなっても、職員のほうで対応してまいりたいと思っております。なので、影響はないと考えております。

以上です。

(後藤) ねんりんピック交流大会開催事業に関しては、昨日の答弁で健脚ウォーカーとかラジオ体操講習会なども何かコラボをしていくみたいなお話あったと思うのです。なので、そのほかに市の既存の事業との相乗効果について現段階で検討されていることがあるか、もしくは既に決まっていることなどがあれば、これ念のため確認をさせていただきます。

(ねんりんピック推進プロジェクト課長) お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、健康づくり教室につきましては、ソフトボール交流大会を実施するに当たりまして必須項目、セットとなっております。ですので、健康づくり教室につきましては、主に吹上会場の併設するコスモスアリーナふきあげのアリーナの中で、体力測定や健康づくり指導などの健康づくりに寄与するブースを設けたいと考えております。それ以外の2会場、鴻巣会場と川里会場におきましては、健康づくりブースをやはり設置をいたしまして、健康測定等の簡易な測定を考えております。

また、ほかにどのようなものを考えているかというところですが、本市では平成27年に健康づくり都市を宣言をしておりますが、健康寿命の延伸とか、生涯にわたる社会参加の推進というのを掲げておりまして、ねんりんピックが掲げますスポーツ、文化、生きがい、健康という理念は、本市の高齢者施策とともに方向性を同じくするものでありまして、ソフトボール交流大会や健康づくり教室の実施を通じまして、参加者自らが主体となって健康を意識して、積極的に健康づくりに取り組むことを再認識するきっかけとなる大会としたいと考えております。また、全国から数多くの選手、監督が本市に来訪されることから、本市の特産品等を紹介、販売することで、本市の知名度向上だけでなく、親しみを感じてもらえるような部分も期待をしているところでございます。

以上です。

(後藤) 続いて、185ページの地域子育て支援事業に関してです。前任者からの質問もあったのですがけれども、令和7年のこの事業に関しては3目保育所費で計上されていて、今年度の予算書を見ると1目の児童措置費へ変更したというこの、先ほど多分事業統合とか、何か最適化という

お話があったので、それなのかなと思うのですけれども、確認の意味でこの理由について伺います。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

こちらは、国のほうが定めている地域子育て支援拠点というものを統合するものになります。こちら、もともと子育て支援センターとして位置づけていたものが本市においては保育所に附属するところになっていたものですから、もともと保育所費のほうにひもづいていたのかなというふうに思うのですけれども、この国のほうで位置づける地域子育て支援拠点というのの設置場所は、特に保育所に限られるものではございませんので、もともとその子育てサロンをひもづけておりました児童福祉総務費のほうにまとめる形で統合を図ったものになります。

以上です。

(後藤) 続いて、同じページです。こどもまんなか推進事業に関してなのですけれども、鴻巣市こどもまんなか会議について過去の議事録見ると、令和6年度が複数回やられていて、令和7年度は見る限りだと1回かな、実施をされているということで、次年度、令和8年度においては、まず開催予定、何回やるよとか、そういった予定があるか、あとその会議の中でこういった内容を話すのかというような方向性について確認させてください。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

令和8年度におきましては、2回の開催を予定してございます。審議内容としましては、こども計画の進捗管理ですとか、こども施策全般についてというところになってきます。あと、一応補足なのですけれども、令和7年度、実は来週実施予定(P.68「再来週の19日開催予定」に発言訂正)になっておりまして、今年度も2回実施予定となっております。以上です。

(後藤) 続いて、187ページ、ひなちゃん子育て応援基金積立金に関して、この予算の可決後のまず基金残高の見込みについて確認をさせていただきます。

(こども未来部参事兼こども応援課長) まず、令和7年度末としまして、

3月補正可決後の残高を約6,729万円と見込んでおります。その上で、令和8年度予算可決後の基金残高見込みといたしましては、令和7年度末の見込みの金額から繰入金額を差し引きまして、ひなちゃん子育て応援基金積立金と基金利子積立金を加えまして、約7,660万円の見込みとなります。

以上です。

(後藤) この応援基金に関してなのですが、これまで子ども・子育て関連の施策に使っていくと、具体的には遊具とか備品の購入とかに充てるというところ、ホームページにも記載があると思うのですが、この方向性に今後変更がないかということを確認をさせていただきたいです。というのも、令和7年まではこの基金を活用していた幼保施設花いっぱい事業というのが、令和8年には恐らく計上がされていないというところがあったので、この幼保施設花いっぱい事業についても確認で、今年度はやらないのかという理解でいいのかを確認させていただきます。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 基金の活用予定につきましては、毎年度基金活用検討委員会で検討しまして、今後もその活用につきましては検討委員会のほうで検討してまいります。

以上です。

(保育課長) 幼保施設花いっぱい事業につきましては、来年度は実施の予定がございません。

以上です。

(後藤) 187ページ、放課後児童クラブ管理運営事業に関してです。各施設の指定管理料については、前任者からも質問があったので、人件費分だということでしたので理解できたのですが、その中で、全体でいうと大体1%から10%ぐらい増加しているのかなと見ていたのですが、神明の放課後児童クラブだけ大体2割ちょっと増加をしているかと思うので、これに関して何か特別な理由があるのかを確認します。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 神明の放課後児童クラブにつきましては、加配児童に対する職員の配置が令和7年度の当初予定の1名

に対しまして、令和8年度は3名となっております。その分が大きく増加の要因となっております。

以上です。

(後藤) 同じ事業内の子ども・子育て支援施設整備補助金1億626万9,000円の詳細について、事業説明のほうで松原小学校区内と下忍小学校区内につくると、令和9年度の開設を目指すというふうに書いてあったのですが、例えば定員数とか、あと開設までどんな段取りで進めていくのかというところ、現段階で分かる範囲、詳細について伺います。

(こども未来部参事兼こども応援課長) まず、定員数につきましては、松原小学校区、下忍小学校区両方の施設につきまして2支援、80名を予定しております。

以上です。

(こども応援課副参事) スケジュールについては、私のほうからお答えさせていただきます。

業者選考のほうを今年度中に行いまして、8年度のおおむね年内ぐらいまでに工事完了を予定しております。9年2月頃、放課後児童健全育成事業の開始届出をしまして、9年4月からの開始を見込んで整備のほうを進めてまいります。

以上です。

(後藤) 続いて、189ページ、こども医療費支給事業に関してです。こども医療費給付費が令和7年度当初予算から2,000万近く減となっているこの理由について伺います。

(子育て支援課長) お答えします。

こども医療費の給付費は、過去の給付実績と社会情勢に基づいて推計をしております。令和7年度の予算計上の際は、令和5年度の実績及び令和6年中の推計から算出をしましたが、令和5年度の実績は、年度中に新型コロナウイルス感染症の5類への移行もありまして、感染症が再流行する等の理由で医療費が増大をいたしました。令和6年度は、最終的には前年度と比べて減少しておりますが、令和7年度中の給付実績の傾向及び児童数の暫減等の要因から推計しまして、前年と比べると減少するの

ではないかという見込みで計上しております。

以上です。

（後藤）ちょっと時間の都合で、幾つか飛ばしながらで。次が、191ページは前任者の質問で大丈夫です。分かったので、195ページの出産・子育て応援給付金支給事業に関してです。令和8年度に新規で健康管理システム改修委託料と保守委託料と計上されているかと思うので、この詳細について伺います。

（子育て支援課長）お答えします。

子育て支援課支援担当及び母子保健担当では、健康管理システムを使用してこの事業を行っています。妊婦支援給付金の副本登録に対応し、特定個人情報の新しいデータ形式、標準レイアウト改版で、安全にやり取りできるようにするための改修です。これにより、マイナンバー情報を含むデータを中間サーバーへ正しく連携でき、今後の継続的な保守、運用にも対応が可能となります。

以上です。

（後藤）次が197ページの児童手当支給事業に関してです。こちらも令和7年度の当初予算から7,000万近く減になっております。この理由について伺います。

（子育て支援課長）まず、令和6年度の制度改正の影響で、支給対象児童数や支給額の見込みを立てることが難しい中で、令和7年度予算を計上しておりました。そのため、今回3月議会のほうで補正をさせていただいております。それに伴いまして、令和8年度予算についても金額の見直しをさせていただきました。また、人口の自然減も加味して、結果、令和7年度当初よりも減額となっております。

以上です。

（後藤）ということは、令和7年度の当初予算のときには、児童手当の拡充があつてなかなか数が読みづらかった中ではあつたけれども、この令和8年度の当初予算に関しては、ある程度令和7年の実績を見つつかつてということで、実態に近い数字に収束をしていくイメージで間違いないか、確認させてください。

(子育て支援課長) 委員お見込みのとおりです。

以上です。

(後藤) あと、197ページです。母子家庭等対策総合支援事業のコスメバンクの事業委託料24万1,000円に関してなのですが、この具体的なスキームは先ほど前任者の質問あったので、理解できたので、1点だけ、この委託先が具体的にどこになるのかだけ確認させてください。

(子育て支援課長) お答えします。

こちらにつきましては、一般社団法人バンクフォースマイルズに予定しております。

以上です。

(後藤) 続いて、199ページの特定教育・保育所等支援事業、こども誰でも通園制度の部分に関して、施設型給付費負担金のほう通告出していたのですが、これは公定価格でしたっけ、の上昇分ということで事前にちょっとご説明いただいたので、ここは大丈夫で、乳児等のための支援給付費負担金に関してなのですが、私がこれ聞き漏らしたただけかもしれないのですが、今既存の3事業所以外でも手挙げをしている事業者さんがいらっしゃるというところなので、その部分は今この予算のほうに見込まれているのかを確認させてください。

(保育課長) 乳児等のための支援給付費負担金につきましては、国が示した公定価格にこれまでの利用状況を基に利用者の増加分を見込んで算出したものとなっております。また、障がい児加算や初回面談加算等も見込んだものとなっております。

以上です。

(後藤) 執行部のご説明と、あと前任者の質問等で、たしか市内でこの事業所の数の上限は設けないみたいなご説明あったと思うのですが、逆に誰でも通園制度を利用できる施設数というか、もちろんやっていただける事業者ありきの話だとは思いますが、鴻巣市としては大体市内で何施設まで目指していこうみたいなイメージがあれば、教えていただきたいです。

(保育課長) 何施設までという具体的なイメージというものではござい

ませんが、こども計画の提供体制の確保の計画に基づいて、事業のほうは進めてまいりたいと考えております。

以上です。

（後藤）続いて、199ページ、いきいき子育て支援事業の部分に関して、事業補助金が令和7年の当初から500万程度増になっているということで、先ほど前任者の質問で障がい児保育のほうの予算がこちらに降ってきたという説明あったのですけれども、この500万の増加分というのは、まんまこの障がい児保育の分の予算がおっこちてきたという理解でいいのか、確認させてください。

（保育課長）委員のお見込みのとおりです。

以上です。

（後藤）続いて、同じページ、病児・病後児保育事業に関してなのですが、こちらの委託料に関して、基本ほかの委託料だと前年増みたいなパターンが多いのかなと思うのですけれども、こちらに関しては令和7年の当初予算から400万程度減になっておりますので、この理由について確認をします。

（保育課長）病児・病後児保育運営委託料の減額についてなのですが、めぐみの木病児保育室で実施している送迎病児保育の利用実態に合わせて、送迎対応看護師の配置を常勤から送迎対応実施時のみの配置に変更するための減額となっております。

以上です。

（後藤）続いて、201ページの保育人材確保事業に関してなのですが、これも令和7年の当初予算比較で1,700万近く減になっております。これは、年々その事業全体の額を見ても縮小傾向にあるのかなと思うのですけれども、この減の理由と、あとの縮小傾向にあるというのは勝手な私の解釈ですけれども、こちらに関して本市としてはどのように捉えているのか、確認させてください。

（保育課長）減額の主な理由としましては、保育補助者雇上強化事業補助金の補助基準額が保育補助者の経験年数に応じた補助基準額に変更となったことにより、減額となっております。今後につきましても、保育

士の確保状況を確認しながら事業のほうは実施していきたいと考えております。

以上です。

（後藤）続いて、ちょっと飛ばして、219ページの生活保護総務費庶務事業のシステム使用料765万、これ令和7年当初から約400万増となっておりますので、まずこの理由について伺います。

（福祉課長）お答えいたします。

生活保護システムが令和8年1月13日に標準化に移行となり、令和7年度はその標準準拠版サービス利用料が発生する令和8年2月から3月分の2か月分を計上いたしました。8年度については12か月分の計上になったことから、その分が増額となっております。

以上です。

（後藤）そうすると、このシステム使用料に関しては、もちろん来年度も引き続きということで、ランニングコスト的な捉え方でいいのか、確認させてください。

（福祉課長）お答えいたします。

来年度も引き続き12か月分になりますので、委員お見込みのとおりになります。

以上です。

（副委員長）続いて、225ページ、保健衛生総務費庶務事業の健康管理システム使用料719万1,000円、これも令和7年当初から500万増ということなので、この理由と併せて先ほど質問した出産子育て応援給付金支給事業の中の健康管理システムとこの健康管理システムというのは同じものなのかというところも含めて確認させてください。

（健康づくり課長）お答えいたします。

まず、増額の理由につきましては、システムパッケージ利用料の月額単価が標準化前と比較して増額となったことによるものです。また、システムがガバメントクラウド上に構築されたことにより、これまで委託料として計上しておりました健康管理システム保守とSU運用支援といった委託料に含まれていたものを健康管理システムの利用料のほうに組替

えをいたしました。まとめたといいますか、組替えをしたことにより、大きく増額となったものです。先ほどの子育て支援課の健康管理システムと私どもの健康管理システムは同じシステムの中のということになります。

以上です。

（後藤）続いて、229ページ、がん対策事業なのですが、がん検診委託料については前任者の質問で、国保特別会計の繰入れができなくなって健康づくり課で全額執行ということなので、十分理解できたので大丈夫なのですが、受診券等作成業務委託料、令和8年新規でこれ計上されていると思います。まず確認で、これは令和7年12月の定例会で、受診券を1世帯2名分の記載から1人1通の封書に変更する予定だとお話しされていたと思うのですが、このことが関連しているものなのか伺います。

（健康づくり課長）はい、委員さんのおっしゃるとおりでございます。

（後藤）そこで、ちょっと確認させていただきたいのが、純粹に1世帯に2人まとめて送っていたのを1人1通ずつ送るとなると、その部分のコストというのは単純計算で2倍になってしまうのかなというところと、あとレイアウトを変えるわけですから、1人……それ以外に何かこれまでの要望を含めてレイアウトを変更される部分があるのか伺います。

（健康づくり課長）お答えいたします。

まず、今お話ございましたが、がん検診の受診券、2名分の情報が入った3つ折りの受診券はがきにつきまして、例年約6万件強という形でお送りをしているところだったのですが、こちらのほうを1人1通の封書にすることによりまして、見積りとしましては9万6,000通を発送する予定でございます。ですので、郵券料につきましては、封筒でお送りすることによる増額、はがきを封筒にすることと、あとやはり郵券料につきましての増額の部分と、あとこの業務について今まで職員が年度をまたいで、かなり集中して受診券はがきの作成に労力を割いていたと言ってしまう言葉はあれなのですが、かなり手作りの部分も多くて、圧着も

職員がやりまして、そういったところでやっていたところなのですが、連帳のプリンターですとかメールシーラーというのがちょっと使えなくなったりするところもございまして、今回標準化にシステムが変更になることで、きちんと文字も打てるかどうかとか、そういったところも含めまして、一連の流れを業務委託ということで、封書のほうも今本当に見積りといいますか、構成が大詰めのところでもございますが、こういったところを業務委託するというところで増額になっている部分はあるかなと考えております。

以上です。

(後藤) 続いて、335ページの児童生徒体力向上推進事業に関して、小学校水泳指導業務委託料で2つ質問があって、北小をモデル校とした理由について、恐らく委託先の施設間距離との兼ね合いなのかなというところなのですけれども、ここの詳細を伺いたいのと、今後この北小をモデル校として横展開を目指されていくと思うので、この北小をモデル校として実際やってみる中でこういった点を検証されるのかというところを確認します。

(学校支援課長) お答えします。

まず、1点目の北小学校を選定した理由ですけれども、鴻巣北小学校の現在あるプールが非常に老朽化が激しくて、その修繕費用が非常に高額なものになってしまうということで、まずは修繕をするのではなく、そういった学校から民間委託のほうを始めてみようということで選定したのが鴻巣北小学校だったということになります。

2点目なのですけれども、ちょっとこちらについては休憩を。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時04分)



(開議 午後2時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(学校支援課長) それでは、お答えいたします。

横展開していく上での検証についてですけれども、まずはこの鴻巣北小

学校での1年間の実証事業、モデル校としてやっていく中で、例えば児童の泳力の向上、それから児童の、そして保護者のアンケート、意識調査等でどういった効果があったかというところは検証していきたいと考えております。

以上です。

(後藤) 続いて、337ページの地域人材活用事業の地域クラブ運営補助金に関して、前任者の質問で大変詳しく理解はできたのですが、私も昨年の予算書を見ていて、令和7年度に計上されていた地域スポーツクラブ活動運営委託料が約420万円で、今年度恐らくそれを姿形を変えたものが地域クラブ運営補助金150万円なのかなというふうに見ていたのですが、この差額がどうなのかなという質問をしようと思っていたところ、先ほどご説明で国、県の新たな補助事業が示されていて、採択決定したらやっていくということなのですけれども、今この補助金額が大体幾らぐらいなのか、想定されている金額があれば、分からなければ大丈夫なのですけれども、確認させてください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時07分)



(開議 午後2時07分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(学校支援課長) お答えいたします。

その金額については、今のところまだ決定はしておりません。すみません。

(後藤) ちょっと時間もあるので、これで最後にします。347ページの小学校給食運営事業に関して、こちらも前任者の質問で詳しく理解はできたのですが、まず県からの支援額というのがまだ示されていない。ただ、上限額は5,200円というふうにお話しされていて、3党合意の話でも食材費対象で5,200円というような話だったとは思いますが、一方で鴻巣市の給食費月額で今大体5,100円だというお話あったので、結構100円差なので、差分としては結構ぎりぎりなのかなと思います。

て、今後先ほどお話ししたみたいに人件費とか食材費、物価の高騰とかでこの5,200円を本市で超えてしまうようなケースも十分想定されるかと思うのです。そうなった場合に、現状はどういうふうに対応していくかみたいなのところがあれば確認をさせてください。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事））お答えいたします。現在は小学校給食費5,100円ということで、今国が示してある金額は5,200円なので、それ以内ですので、交付金が足らなくなってしまうということは想定はしていないのですけれども、今後給食費を改定していった場合には国の示す基準額を超えてしまっても逆転してしまうというケースは想定されてはおるのですけれども、それについては今のところどのように対応していくかというのはまだ考えていないところです。以上です。

（健康づくり課長）先ほどの後藤委員のご質問に答弁漏れがございまして、先ほど受診券はがきを封筒に変えたことによってレイアウト変更してどういうところがということでご質問をいただいたかと思うのですが、今まではがきが文字が大変小さくて、情報量も限られているというふうな中で、今度封筒はお手紙も中に入れられますので、見やすくなって、文字も大きくしまして、カラー刷りにしたところがよくなったところで、あと受けたいと思ってから受けるまでの受け方というものもご説明を入れておりますので、分かりやすくなったということが1点ございます。

それから、集団検診を受けたい方には、あのはがきはもともと個別検診用のおはがきというのもあったので、集団検診を受けたい胃がん、肺がん、乳がんといったものにつきましてご案内を入れましたので、集団検診というのもあるのだよとちょっとPRができるということと、あと最後にもう一点、やはりがんの早期発見、早期治療が大切ですので、そういったがんに関する情報を掲載させていただいたということが大きく変わったところがございます。

以上です。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）後藤委員からの障害者移動支援事

業の利用対象者はというようなところの答弁ができていなかった部分について、答弁をさせていただきます。

市内に住所を有している身体障害者手帳の交付を受けている方、療育手帳の交付を受けている方、また知的障がいと判断された方、あとは医師により発達障がいがあると診断された方、精神保健福祉手帳の交付を受けている方など、市長が外出時に必要と認めた者というようなところになっておりますので、幅広い方が利用できる形になっております。

以上です。

(委員長) ただいま健康づくり課長と障がい福祉課長より答弁漏れの発言がございました。ただいまの答弁漏れの発言については、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(こども応援課副参事) 発言の訂正をお願いできればと思います。先ほど後藤副委員長からの質疑の中で、こどもまんなか推進事業のところで、令和7年度のこどもまんなか会議の実施予定につきまして、私のほうで来週というふうに発言したのですけれども、正しくは再来週の19日開催予定となっておりますので、おわびして訂正のほうをさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

(委員長) ただいまこども応援課副参事より発言の訂正の申出がございました。ご了承願います。

字句その他の整理については委員長に一任願います。

では、これで一通り委員さんからの質疑は出ましたが、どうしてもこれだけ聞き逃したとか、これをちょっと聞きたいということがありましたら端的に質問なさってください。

(何事か声あり)

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時14分)



(開議 午後2時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問なのですが、これだけはどうしてもしておきたいという質問がありましたら、皆様からお願いいたします。

（芝寄）先ほど委員長からも1問だけということがあったので、では1問だけ質問させていただきます。

幾つか質問、事前通告残っているのですけれども、通告していないところの部分でちょっと質問したいのですけれども、今回の予算編成に当たり、各部長さんにちょっとお聞きしたいと思います。去年の秋口ぐらいに第1回目の予算の集計が入ったときに、うわさによると100億近い予算が足りないというのが、そういうのをちょっと情報を耳にした中で、今回編成に当たり各部かなり苦勞したのではないかなと思います。今回この令和8年度の予算に対して、各部長さんの総括的なご意見をちょっとお聞きしたいなと思います。

（こども未来部長）こども未来部長。

（こども未来部長）それでは、こども未来部からまず申し述べたいと思います。

予算編成時、常に第1回目の査定時は歳入と歳出の乖離が非常に大きくて、縮減に努めなさいというような全庁的な方向性が示されます。その中で、こども未来部といたしましても、例えば児童センターにおけるフェスティバルに関しても事業統合、見直し等を図って、なるべく最大の効果を持って最初の経費で事業を実施するというような視点で取り組んでおります。また、コスメバンクプロジェクト等は児童扶養手当対象支給者に対して行うものなのですけれども、子ども真ん中社会を実現するというこども未来部の大きな看板がございますので、最少の経費で最大の効果という中で、やっぱり子どもの貧困対策ですとか、そういった弱者のところに非常に視点を当てて、なるべく少ない予算をもって効果を出したいなということで、幾つか新規事業を立てさせていただいております。例えば無償でできるマザーズハローワーク大宮との連携による就労の相談ですとか、そういったものを取り組むことによって誰一人取り残さない、特に子どもにスポットを当てて、子どもの意見を聞いて反映していくというような予算編成によって、市の施政方針の中の3つの基

本理念の中の一つ、2年続けて子ども、若者、子育てに優しいまちづくりを実現するための予算編成として取り組ませていただきました。

以上です。

（健康福祉部長）健康福祉部では、扶助費をたくさん受け持っておりますので、まずは必要な扶助費については確保をしてきたつもりでございます。そのほか例えば施設の修繕、それから新しいアイデアもあったのですが、市全体の優先事業、優先すべきものがございまして、その中で判断をしたものもございまして。とはいえ、高齢者、障がいのある方、それから健康を守るというところでは、必要な事業はきちんと確保できたのかなと思っております。なかなか新しい事業が来年度は健康福祉部ではないのですけれども、その中でも大きな事業としてはねりんピックがございまして。全国から1,000人近い選手、監督の方がいらっしゃる。そこにこれまで健康まつりとして、例えばスポーツフェスティバルと一緒にやってきたものをねりんピックにぶつけまして相乗効果を狙って、多くの方に健康を意識して元気に過ごしてもらおうというのを大きなイベントの一つとしたいと思っております、それについては健康福祉部を挙げて取り組みたいと思っております。

以上です。

（教育部長）教育部のほうですけれども、教育部のほうではたくさんの施設があるというところがまずあります。その中で、本当は多くの学校の老朽化の対策、修繕等を行いたいのですけれども、その中でも限られた予算の中で最大限の効果が発揮できるように優先順位をつけて対応しているというところです。そのほかにも令和8年度につきましては、ICT機器の入替えとか大型の事業がたくさんある中で、やはり予算のほうは限られておりますので、優先順位をつけながら、市全体のバランスも見ながら予算のほうの措置をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

（西尾）ありがとうございます。では、追加で質問をさせていただきます。

219ページの生活保護総務費庶務事業、221ページの生活保護扶助事業について追加で質問させていただきます。生活保護の相談や申請に来た人が劣悪な環境の無料低額宿泊所に紹介されているというケースがあると新聞報道にありました。鴻巣市も事例として載っておりました。そこで、お伺いします。本市で令和6年度、7年度において無料低額宿泊所を紹介して、実際にそこに入った人の人数をお伺いします。また、それらの施設がどのような環境、運営になっているかについて、適宜調べているかについても確認いたします。といいますのも、質問者が過去に都内で路上生活者支援に携わっていたときに、路上生活者の方が低額宿泊所に誘われて入所して、生活保護を受給することになって、通帳を施設に管理され、それで月に3,000円の小遣いだけを渡されて、ベニヤ板1枚隔てたような壁の劣悪な環境に半ば監禁されるような状況で数か月間過ごしてやっと逃げ帰ってきた、路上生活に戻ってきたというような事例がありまして、それが何人かの方々が埼玉の宿泊所だったというふうに証言していることがありましたので、少しそういった状況がまだ続いているのかと危惧しております。そういった観点からちょっと質問させていただきます。

(福祉課長) お答えいたします。

まず、人数につきましては、令和6年度は5件、令和7年度につきましては、1月末時点では8件ございました。

また、環境等について調べているのかというご質問になりますが、そちらのほうはケースワーカー等が定期訪問をして、実際にお話をした上で調べている、そういった状況になります。

以上です。

(西尾) では、確認なのですが、ケースワーカーの方はその宿泊所に行った方、入所した方に定期的に訪問して、実際に会っているということなのでしょうか。

(福祉課長) はい、委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

(潮田) 185ページ、子育てフェスティバル開催事業のところでお伺いし

たいと思います。

これについては、予算参考資料のほうにも新年度今までと違うということが明示されております。これについては、通告では新年度の新しい形の詳細というふうに書かせていただいておりますけれども、ここについて今までとの違い等を教えていただきたいと思います。

（こども応援課鴻巣児童センター所長）お答えします。

このすシネマで未就学児とその家族を対象に子ども映画フェスティバルを引き続き開催することは変わりませんが、こどもの日やハロウィン等、季節に合わせて開催している子育てフェスティバルについて、従来の市内全9館の児童センターでの分散型開催から利用者の多い鴻巣、吹上の両児童センターに集約しての開催となります。

以上です。

（潮田）実際には、それは年間の中のいつぐらいを想定しているということなのでしょうか。

また、今まで9つの施設でやっていたものが2つというふうになると、規模的にも随分と違うのかなと思うのですが、2か所にしたということ以外の何か新たな取組とかというのはあるのでしょうか。

（こども応援課鴻巣児童センター所長）まず、スケジュール的なものですが、こどもの日フェスティバルというのは毎年5月5日って決まっていますのですが、そのほかサマーフェスティバルというのを夏に、わくわく子どもフェスティバルというのを9月ぐらいに考えています。ハロウィンフェスティバルは10月前後、子ども映画フェスティバルを11月頃ということでスケジュール的には考えております。

それと、新たな催しということで、縮小になっているのではないかなというふうなものも考えられるのですが、実はフェスティバルは確かにこれまで9館やっていたものが2館に移ったのですが、フェスティバルの会場では各児童センターがブースを担当することによって、それぞれ児童センターでの人気の事業を生かすことができるため、充実した遊びが提供できると考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質問ありますか。

(なし)

(委員長) では、これで質疑は終結いたします。

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(西尾) では、議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

吹上地域保育園等新設整備事業、既存の保育園を廃止して地域住民から離れた場所に新設するというのですが、遠くて子どもを預けることができないという声が聞かれます。地域の声を聞きながら事業を進めているのか大いに疑問です。

生活保護総務費庶務事業及び生活保護扶助事業、扶養照会など、いわゆる水際作戦とも取れる対応がなされているのではないかという懸念が拭い切れません。実際に扶養照会もしているということを伺っております。それから、小中学校適正規模及び適正配置事業、スクールバス運行事業ほか、下忍小学校には仮設校舎、吹上小学校は児童数が増えて校庭で走り回れない、トイレが足りなくて我慢しているという声が聞かれます。子どもたちの教育環境を考えた場合、本市の進める適正規模、適正配置に疑問を持たざるを得ません。

また、小学校教育ICT環境整備事業、中学校教育ICT環境整備事業、ICT教育について課題やデメリットについての検証や検討がなされないまま、タブレット端末の更新で多額の費用がかかる一方で、小学校施設維持管理事業、中学校施設維持管理事業で本来費用をかけるべき教育環境の改善が追いついていません。

それから、(仮称)川里義務教育学校整備事業ですが、子どもたち、保護者、地域住民への説明、そして意見交換の場を増やす努力がなされていないと感じています。地域の声を重視していない事業を進めることはあってはならないと考えます。

以上のことから本議案に反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(諏訪) では、議案第30号 鴻巣市一般会計予算に反対の立場で討論をさせていただきます。

小学校、中学校の教育ICT環境整備事業10億2,834万6,000円が含まれた予算となっています。導入後初めての更新ですが、ICT教育には反対するものではございませんが、様々このところ研究、検証がされています。多くの専門家が、ICTによる近視やネット依存症などの健康被害を指摘しています。また、ICTの使用によって深く考えるということがかえって阻害されることを指摘する研究者も少なくありません。デジタル教科書は思考力を阻害したり、健康被害の危険がある懸念があります。海外では、一旦導入しても健康被害と教育効果から紙の教科書に戻すケースも生まれています。小学校児童分5,900台、中学校生徒分3,000台含めた環境整備の費用ですが、児童生徒の学びを尊重するために少人数学級などICTを教育に生かせる条件整備が必要だと考えます。当初予算には、適正規模、適正配置の名の下の学校統廃合が行われ、統合した学校には教室不足があり、教室のリース、スクールバス運行等に多額の予算をかけ計上されています。鴻巣市の将来を担う子どもたちが安心して、そして個別的に学べる環境をつくっていくことこそ求められていると思います。

以上のことから本議案には反対をいたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算、第1条、歳入歳出予算のうち所管する歳入歳出、第2条、継続費、第3条、債務負担行為のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の

委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時46分)



(開議 午後2時49分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第25号 令和7年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第3号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) 3款地域支援事業費の中の介護予防ケアマネジメント事業、これで50万というのはどういったときにこういったものが発生するのか確認します。

(介護保険課長) このマネジメント事業の説明としましては、介護予防・生活支援サービス事業を利用している要支援者、総合事業対象者に対して、地域包括支援センターが自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを実施します。市内5か所の地域包括支援センターへの介護予防ケアマネジメントに係る費用を支払う事業という形になっております。

以上です。

(潮田) 3月議会での補正でこういったものが出るというのは、今まで想定していなかったことということなのか、何か理由があって今回補正で上がるのか確認したいと思います。

(介護保険課長) 今回基本チェックリスト等を利用して介護予防サービスにつながる高齢者が増加して、あわせて高齢者人口の増加に伴い、要介護認定申請による介護予防サービスにつながる人数も増えたので、これらによって予算額を超える増額補正をさせていただくという形になっ

ております。

以上です。

（健康福祉部長）補足をさせていただきます。

今回の補正は、訪問型サービス事業、それから通所型サービス事業が既存の予算額を超える見込みでありましたので、増額補正をさせていただきました。これに伴って、ケアマネジメント事業負担金、これはケアマネさんの費用です。全額保険者が持つものです。それと、国保連の審査支払い事務手数料、これが連動して増えるという流れでございます。

（潮田）ケアマネさんは今市内に何人いて、お一人が何人ぐらい担当しているというのをちょっと確認をさせていただきたいと思います。要は、ケアマネさんかなり忙しくて、1人40人が一応目途なのかな、けれども、それでもかなり大変というふうに聞いているのですけれども、今市内で何人のケアマネさんがいらっしゃるのか確認です。

（介護保険課長）市内のケアマネさんの数は、ちょっと把握しておりません。

以上です。

（健康福祉部長）今回の補正は、介護予防ケアマネジメントでございますので、基本的には地域包括支援センターの介護支援専門員の人数になりますので、ちょっとすみません、5か所に何人いるかは今手元にございませんので、5か所の地域包括支援センターのケアマネさんの人数ということになります。一部民間のケアマネさんに委託をお願いしている部分はありますが、基本的には包括のケアマネさんの人数ということになります。

（潮田）そうすると、今回のこの補正のところでの部分というのは、これに関わったのが何人というのは今分からないということですが、今市内全体で何人のケアマネさんが動いてくれていて、鴻巣のこの介護保険制度が保たれているのかというのを確認をしたいという意味なのですが。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時58分）

---

◇

(開議 午後2時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(何事か声あり)

(委員長) 今開いてしまいました。休憩。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時59分)

---

◇

(開議 午後3時01分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

今再開しましたので。

(潮田) そういたしますと、すみません、先ほどのケアマネジメント事業の上のところ、訪問型サービス事業負担金と通所型サービス事業負担金というのも、これも予算計上、補正、増額になっている部分、これはサービスを必要とする方から申請があったので、今年度の中でこの部分を必要としたということ、今後まだ3月終わっていませんけれども、これは想定の数値ということで、実際にはもう少し多くかかる可能性もあるというような数値なのではないでしょうか。

(介護保険課長) 想定の数値となっております。

以上です。

(諏訪) 通告していないのですけれども、システム改修の委託料が最初に出ておりますが、56万4,000円、法改正の下というふうに私メモしてあるのですが、どんな法律が改正されたのか伺いたと思います。

(介護保険課長) 今回の改正は、介護保険料の算定に用いる所得基準について、現行基準では老齢基礎年金の増額により不合理な保険料上昇が生じるおそれがあるためによるもので、その内容のほうなのですが、令和7年に支給される老齢基礎年金が従来所得基準である80万9,000円を上回り、82万6,500円となったことから、年金額が増えるだけで介護保険料が上がってしまうことを防ぐために改正されました。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。大丈夫ですか。

(なし)

(委員長) では、これで質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第25号 令和7年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和8年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(西尾) では、議案第32号、介護保険特別会計予算について質問させていただきます。通告に従って質問いたします。

493ページ、介護認定審査事業ですが、本市で申請してから認定結果が出るまでの平均日数をお伺いします。まず、それをお伺いします。

(介護保険課長) お答えします。

本市で申請してから認定結果が出るまでの平均日数は、令和7年度は42日、県平均が42日で、県平均と同水準となっております。

以上です。

(西尾) 県の平均と同水準ということなのではございますけれども、それは特によいことでもないかなと思います。といいますのは、法的には30日以内に出すということが一応言われておりますので、大変だと思うのですが、42日というのはたとえ県平均と同じレベルであってもあまりよいことではないのかなと思うのですが、大変だとは思いますが、認定期間を早めるための対策をしているか、もしくは検討しているかお伺いします。これは昨年度も同じような質問を私もしましたし、ほかの委員からも出ていたかと思うのですが、あまり状況は変わっていないのかなと思いますので、改めてお聞きします。

(介護保険課長) お答えします。

現在市では、認定期間を短縮するため、要介護認定調査の日程調査の際に効率的に調査が行えるよう、調査場所を考慮した調整を行っているほか、市外の医療機関等での認定調査の場合には事務受託法人等へ委託するなど、対策を図っております。

以上です。

(西尾) 493ページ、2つ目なのですが、介護認定訪問調査事業についてですが、令和7年度の本市における介護認定訪問調査員の人数と1人当たりの訪問調査担当者数をお伺いします。

(介護保険課長) お答えします。

市には、介護認定調査を専門に実施する介護認定調査員として、任期付職員が6名、会計年度職員が1名の計7名の認定調査員が在籍しております。介護認定調査員は、週4日勤務で、新規申請を中心とした介護認定調査をしております、1名が1週間につきおおむね6件担当しております。

以上です。

(西尾) 合計7名の方が介護認定訪問調査員として働いてくださっているということなのではございますけれども、この人数で足りるという認識でしょうか。

(介護保険課長) 今担当としては足りるかなと考えております。

以上です。

(西尾) ちなみに、お一人会計年度任用職員の方が従事して下さっているということなのですが、この方の週の勤務時間は何時間でしょうか。

(介護保険課長) 会計年度さんは、今9時(P. 92「8時30分」に発言訂正)から5時15分まで勤務していただいております。

以上です。

(西尾) 9時から5時で、週に何時間になるのでしょうか。

(介護保険課長) すみません、1つちょっと訂正をお願いします。

今9時(P. 92「8時30分」に発言訂正)から5時、17時15分と申しあげましたが、17時(P. 92「17時15分」に発言訂正の訂正)までに発言の訂正をお願いします。

それで、1日7時間(P. 92「1日7.75時間」に発言訂正)ということ  
で……

(委員長) ただいま介護保険課長からの訂正はご了承願います。続けてください。

(介護保険課長) 恐れ入ります。その会計年度さんが1日7時間(P. 92「1日7.75時間」に発言訂正)勤務になりますので、週4働きますので、週では28時間(P. 92「31時間」に発言訂正)という計算になります。  
以上です。

(西尾) 505ページの一般介護予防事業です。昨年も同様の質問をいたしました。令和8年度の介護予防の趣旨での主な活動予定をお伺いします。

(介護保険課長) 令和8年度の一般介護予防事業の主な事業の予定につきましては、介護予防普及啓発事業として、はつらつ健康スタジオを市内14か所で、各会場月2回ペースで行っております。この活動は、専門の講師が転倒予防や認知症予防のためのストレッチや筋力アップ体操、脳トレの指導を行うほか、栄養、口腔の各講座も行うものです。また、難聴高齢者への早期介入取組を市内8か所のサロン、体操で年1回行います。さらに、閉じ籠もりで支援が必要な方をサロン等へつなげる介護予防把握事業などを委託事業として行う予定です。

以上です。

(西尾) 今の答弁の最後の介護予防把握事業というのは、実際に訪問し

て、個人のお宅に訪問してコンタクトを取るということでしょうか。

（介護保険課長）介護予防把握事業は、地域ボランティアや民生委員さんから情報収集をし、閉じ籠もり等何らかの支援を必要とする高齢者を把握して住民主体のサロン等の介護予防活動につなげ、時には訪問ご自宅に訪問等をしていることもございます。

以上です。

（健康福祉部長）補足させていただきます。

この把握事業は、基本的には地域包括支援センターにお願いをして、委託をしております。その中で、地域包括支援センターが地域の高齢者のお宅を訪問した際に把握できたり、あるいは地域のボランティアさん、民生委員さんとも連携がございましたので、把握できた方を介護予防事業につなぐという事業でございます。

（芝寄）では、何点か。予算書のほうからお願いいたします。491ページの介護保険特別会計庶務事業の中で、委託料の中の一番下、通知等作成封入封緘業務委託料、これが昨年より2倍になっているので、まずどのような作業で、どういうところに委託しているのかお聞きしておきます。

（介護保険課長）高額介護サービス費の通知作成等に係る業務委託となりまして、介護保険システムに格納されたデータを使用することから、介護保険システムのベンダーであります株式会社電算へ業務を委託しております。

以上です。

（芝寄）これは、毎年発生してくるものなのでしょうか。

（介護保険課長）毎年発生するものでございます。

以上です。

（芝寄）495ページ、介護保険趣旨普及事業の中の印刷製本費のことについてお尋ねします。

まず、これはどのようなものであり、昨年の当初予算も125万9,000円とあるので、同じ部数ぐらい作っているのかな、製本しているのかなというふうに思うのですけれども、まずは内容をお聞きします。

（介護保険課長）介護保険制度について市民の方や利用者の方に理解を

深めていただくために、パンフレット等を用いて趣旨普及を図る事業となりまして、これのパンフレット作成に係る印刷製本費になります。具体的には、新規に介護認定申請をする方に制度を説明する際に配布するパンフレットや、介護保険証や負担割合証を送付するときに同封するパンフレット、介護保険料の当初賦課の保険料決定通知に同封するパンフレット等になります。

以上です。

（芝寄）毎年製本しているということで、恐らく内容が変わったりするのでまとめて作ることができないと思うのですけれども、そのためにこうやって毎年製本しているのかどうかということも含めて、なぜ大量に作らないのかも含めてお聞きします。

（介護保険課長）やはり制度が変わったりする可能性がありますので、毎年印刷しております。

以上です。

（芝寄）最後の質問といたします。郵券料について全般的なことをお伺いします。

一応郵券料と名のつくものを全部ちょっとこの間計算しましたら1,000万超えていまして、来年度も含めて、物価高も含めていろんな部分で値が上がってくるものを含めた中で、郵券料かなり大きく左右されるのかなと思うところで、郵券料を抑えるために今まで努力してきたこと、また新年度以降も今度努力できること、どうやったら郵券料を抑えるか、お考えをお聞きしたいと思えます。

（介護保険課長）高齢化の進展によって、やはり介護保険の被保険者数や要介護認定者数が増えていることから、どうしても、資料等を送るので、年々増えているのが現状です。ちょっと対象が高齢者ということなので、例えばホームページとかそういうDXというものも今後課題だと思えるのですけれども、どうしても紙ベースでお知らせというものもなかなか急に減ることはできないのかなとちょっと担当では思っています。

以上です。

（芝寄）個人情報 がばっちり入っているものなので、なかなか電子化と

かは難しいのかなと思うのですけれども、やはり民間でもその部分もかなり電子化、保険契約も含めて、いろいろなもの含めて今もう全部パソコンで契約もできてしまう、サインなんか要らないような中でのそういった世の中が仕組みになってきているところも含めると、この辺も今後考えていって郵券料を抑えるということも必要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

(介護保険課長) 委員がおっしゃるとおり、今後、世の中の状況を見ながら検討していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

(潮田) 前任者も同じ質問していた部分もありますので、少し重なりますが、495ページ、介護保険趣旨普及事業の印刷製本費のところではありますが、すみません、これ自体は全部一般財源ですよ。これと関わるような、505ページの在宅医療介護連携推進事業がありますけれども、昨年、在宅医療在宅介護ガイドブックというのが発行されました。これは予算書の中でいうと、これは去年というか、令和7年度の分ですけれども、これの在宅医療とかの連携だから、こうして在宅医療のほうから出たのかなというふうには思ったのですけれども、実際この本、このガイドブックというのは趣旨普及のほうになるのか、どういうものだったのかちょっと確認をしたいと思います。

(介護保険課長) この介護保険趣旨普及事業のパンフレットは、先ほど今委員がおっしゃっていた在宅医療、在宅介護ブックはここでは捻出しておりませんで、先ほど申しました介護保険制度説明用のパンフレットと介護保険証送付封入時のパンフレット、負担保険証しおり、保険料のパンフレットがこの事業のパンフレットとなっております。

以上です。

(潮田) すみません。今答弁漏れというか、これはどこの費目から出るようなものだったのでしょうか。

(介護保険課長) 失礼しました。こちらの在宅医療、在宅介護ガイドブックのほうは、予算書では505ページの在宅医療介護連携推進事業のほうから捻出しております。

以上です。

(潮田) そうすると、今この505ページのほうと関わってくるのですが、国の歳入のほうでは、国の地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業という形で入ってきております189万4,000円、この189万4,000円の国から入ってきているものというのは使い方に何か縛りはあるものなのでしょうか。

(介護保険課長) すみません、ちょっと休憩。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時39分)



(開議 午後3時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(介護保険課長) 失礼しました。お答えします。

国からの縛りはございませんが、具体的な実施方法や事業内容は地域の実情に応じて自治体が柔軟に決められる仕組みとなっております。

以上です。

(潮田) そうすると、507ページの在宅医療連携センター運営業務委託料、この454万2,000円のところをお伺いしたいのですが、これは鴻巣の在宅医療連携センターに委託でございますので、これはほぼ全部人件費というふうに思ってよいのか、確認です。

(介護保険課長) 人件費でございます。

以上です。

(潮田) 改めて確認をさせていただきたいと思います。

今文教福祉常任委員会ですっと進めている在宅医療と介護の連携についてに関わる部分なのですが、今回の予算書の中に505ページで載っている在宅医療介護連携推進事業のところには、市として新年度予算としては何か考えているものというものはあるのでしょうか。

(介護保険課長) お答えします。

新たにということではちょっとここには含まれておりません。例年の費用として計上させていただいております。

以上です。

(潮田) これの連携については、この表のほうにありました地域ケア会議推進事業の部分と、あと在宅医療介護連携推進事業のこの2つの部分が医療と介護の連携で、それ以外に何か連携というものはあるのでしょうか。

(介護保険課長) 連携事業としていたしましては、ほかにはございません。

以上です。

(潮田) ちょっと遡ってしまうので申し訳ないのですがけれども、通告でしている部分で、介護予防サービスの給付の部分と介護予防としての事業で、新年度、今までとは違うものが何かあればそれを教えていただきたいと思います。

(介護保険課長) 具体的なサービス内容ということで行きますと、介護予防訪問入浴介護や介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導……では、すみません、ちょっと休憩お願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時44分)



(開議 午後3時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康福祉部長) では、私のほうからお答えいたします。

介護予防サービス給付につきましては、法に基づいた介護予防、要支援1、2の方がお使いになる、例えば訪問入浴介護、あとは短期入所生活介護などで、これは法に基づいた要支援1、2の方の使うサービスですので、ここにはあまり自由度がない。全国同じ基準で行うものでございます。なので、鴻巣市としてここに新しいものがあるかということでは、新しいものはございません。

以上です。

(潮田) そっちの部分では新しいのはないけれども、給付ではなくて事

業として新しいものというのは、特にそれもないということによろしいのでしょうか。

（健康福祉部長）要支援1、2の方が介護予防的にご利用になるサービスとしては、地域支援事業の中の、先ほど補正で計上させていただきました訪問介護予防サービス、介護予防相当訪問サービス、介護予防相当通所サービスなどがありますが、そこは制度として鴻巣市が定めたものでございまして、ここについても8年度は新しいものはございません。

（潮田）それでは、507ページの認知症総合支援事業のところ、まずこれは委託料となっております。これ委託先を確認したいと思います。

（介護保険課長）社会法人恩賜財団済生会支部の埼玉県済生会に委託しております。

以上です。

（潮田）済生会さんのほうでいろいろやっぺらっぺらるのだと思うのですけれども、実際にはなかなか普及というか、浸透というか、あまりないように感じるのですが、これ委託ですから、市のほうから細かいことの指示というのはあまりできないのかもしれないのですけれども、より多くの方たちにこれを使ってもらうため、認知症かなって思って悩んだときにすぐに連絡するのは、まずはここに聞くといいのだよとかというようなことをお知らせするというような部分について、市のほうからこの委託先のほうに連携を取るということは今までもやってきたのかちょっと確認をしたいと思います。

（介護保険課長）これまでも連携はしております。

以上です。

（潮田）それは弱いなという、連携しているのかもしれないけれども、これだけ2,470万という予算をかけて市としてもこの事業を委託している中で、やはり予防がすごく大事だというのが、先日の医師会の先生たちともお話しする中でそういう話がございました。やはり予防のためには周知していくことがすごく重要だと思うのですけれども、その委託する事業の中にさらに今年度、これだけの予算の中に改めて市として周知の部分に力を入れていただきたいというようなことが提案できるのか伺

いたいと思います。

(介護保険課長) お答えいたします。

やはり周知ということになりますと、会議のときとか、何かの会でチラシとかそういうのでお知らせして、今後もさらにやっていければなど考えております。

以上です。

(潮田) 今自治会に加入されていない方も多いかもしいないのですけれども、そういった方、でも年に1回でも自治会の回覧板で回るものの中にそういった認知症で困ったらというような、そういう特集みたいなもの、私はちょっと今まで見たことがないかなというふうに思うのですけれども、私の見落とししかもしれないのですが、そういった方法とかというのとは取り組まれているのでしょうか。

(介護保険課長) なかなか新たな取組というのは予定はないのですけれども、鴻巣市の認知症施策推進計画に沿って今後とも総合的に施策を推進できたらなど考えております。

以上です。

(諏訪) では、少し質問させていただきます。こちら別表、概要のほうを見て質問させていただきます。

まず、第1号被保険者の人数なのですけれども、3万6,676人ということでございます。こちらは、前年度に比較して増えているのか減っているのかちょっとお知らせいただきたいと思うのですが。

(介護保険課長) 前年度と比べまして増加しております。

以上です。

(諏訪) 何人ぐらい増加でしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時51分)

---

(開議 午後3時53分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(介護保険課長) お答えいたします。

昨年度の同じ時期の数字ですと3万6,443人で、233人増えていることとなります。

以上です。

(諏訪) そうしますと、左側の歳入のほうなのですが、保険料が前年度より0.4%増加しているというところにつながっているかと思いますが、今回は所得段階を14段階まで増やしました。今表を見ますと、いわゆる第5段階、通常のところから右側にずっと14段階まで表が広がっておりまして、かなりの人数が第5段階以降増えているなというふうに思いますが、これが要するに保険料に直結するかと思いますが、段階を増やしたことで人数だけではなくて保険料の収入が上がったというふうに思っていますでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時55分)



(開議 午後3時56分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康福祉部長) 申し訳ございません。国の標準の保険料段階が13段階、第9期でございます。そこを1段階鴻巣市が増やして14段階にしております。所得のある方には保険料を相応にご負担いただくということで、保険料全体のプラスに効果があるものと考えております。

(諏訪) 所得に関してなのですけれども、今所得によってサービスの利用料が1割だけではなくて2割、3割の方いらっしゃるのですけれども、その辺の人数というのは、2割の方が大体どのぐらいでとかというのは市のほうで押さえてはいないでしょうか。

(介護保険課長) その数字今すぐ出ないので、ちょっと調べさせてもらって、後ほどお答えさせていただきます。

以上です。

(諏訪) では、滞納されている方がどのぐらいいるのかなというところではここに表がございますけれども、滞納して実際にサービス規制が入っている方というのは何人ぐらいいらっしゃるのか伺いたいと思いま

す。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 5 9 分)



(開議 午後 4 時 0 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(介護保険課長) お答えいたします。

今 1 件となっております。

以上です。

(諏訪) では、歳出のほうで少しお伺いしたいと思います。

サービスのどのぐらいどういうふうに使われているのかなというところでは、地域密着型介護サービス給付がマイナスになっておりまして、地域密着ということですから、私たちも大分見学させていただいたりした、たけうちクリニックさんがやっぴらっしゃる地域密着のところも該当するのかなと思うのですが、利用がマイナスということなのですが、この辺の要因というのは何なのか分かりますか。

(介護保険課長) お答えします。

まずサービス提供事業者が少ないこと及び、また一般の通所介護のほう提供内容が充実しているため、ちょっとそういう現象が起きているのではないかと考えております。

以上です。

(諏訪) あと、介護予防のほうなのですが、いわゆる基本チェックリストでサービスを開始するという方が非常に増えていると先ほども補正予算のときにお伺いしているのですが、基本チェックリストでサービスに結びついていく人数というのですか、と介護認定を受けて要支援 1、2 になって予防サービスを受ける方といらっしゃるかと思います。基本チェックリストでサービス利用になった方々のいわゆる基準型のサービス、デイサービスと訪問介護とあるかと思いますが、その料金というのは、1 か月定額だと思っておりますが、鴻巣市においてはどのぐらいの金額になっているのか伺います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4 時 0 3 分)



(開議 午後 4 時 0 6 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康福祉部長) では、お答えをいたします。

基準緩和型のサービスと以前給付で行っていた基準相当のサービスで料金が違うのかというご質問だったと思います。例を挙げますと、通所型サービスでいいますとちょっと一概には比較が難しいかもしれませんが、基準相当サービスで要支援 1の方が週 1 回程度ご利用になる場合は、1割負担の方で、これ月額報酬になりますけれども、1月当たり自己負担が1,718円です。基準緩和型のサービスは、今鴻巣市で行っていただいているのが時間短いサービスですので、これが月額報酬ではなくて1回当たりの利用料になります。自己負担が1割の方で323円になっています。基準の設定としては、介護予防相当サービスよりも安く自己負担が済むような報酬の設定にはしてございます。

以上です。

(諏訪) ただいま基準相当と基準緩和型の料金比較を教えていただいたのですが、この基準緩和型を使っているらっしゃる、と相当型との割合というのは何か分かるのでしょうか。

(健康福祉部長) はっきりとした割合はちょっと申し上げられないのですが、圧倒的に相当サービス、基準相当サービスをお使いいただいている人数のほうが多いです。

以上です。

(諏訪) 訪問介護のサービスが報酬が引き下げられてから訪問介護の事業者の倒産が全国的に広がっているというのは報道されております。鴻巣市において、前回もお聞きしてはいますが、倒産はないよということだったのですが、その後、倒産といいますか、事業がなかなか継続難しくなっているというようなところがあるかどうか伺いたいと思います。

(介護保険課長) 特にそういう話は聞いておりません。

以上です。

(諏訪) あと2つ質疑させていただきますが、サービス付高齢者住宅、ここは介護保険の施設ではないのですけれども、ここに入居されている方の中で、いわゆる訪問介護のサービスを使うようにということが結構出てきているようなのですけれども、サ高住で暮らしている方々、はっきり言えばお部屋から、お部屋から、お部屋から、そこがいわゆる居宅になるわけなので、当然訪問介護サービスの提供としては問題はないかなと思うのですけれども、サービスがついている高齢者住宅だからと入居したのにもかかわらず、例えば入浴のときにヘルパーを使うようにというようなことだとか、併設しているデイサービスを使うようにだというようなことが鴻巣市内でも起き始めていまして、そういったことに関して市はどんなふうな把握をされているのか、またどんなふうな指導をすべきなのかちょっと伺いたいと思います。

(介護保険課長) お答えいたします。

そういう話は、サービス付高齢者住宅でそういうサービスの、介護サービスの件とかでいろいろな、そういう話は今のところは聞いたことはございません。

以上です。

(諏訪) では、最後になります。

川里の病院で介護医療院というのを開設しますというチラシがちょうど入りまして、この介護医療院の取扱いというのが市としてはどのようにできるのかを伺いたいと思います。

(介護保険課長) 介護医療院のほうは、県のほうが管轄になっておりまして、詳細のほうはこちらのほうでは存じておりません。

以上です。

(健康福祉部長) 補足をいたします。

ヘリオス会病院さんで、ある数の病床を医療のほうから介護施設、介護医療院、介護側の病床に転換するという流れになっております。なので、医療のほうでも審査をしていただいて、病床の転換、変換というのです

かね、病床を減らすという、県のほうで認可をいただいた上で介護施設への転換をされたという流れでございます。なので、介護医療院の分については今度介護特会の中で、鴻巣市の介護特会の中でその費用を見ていくということでございますので、その分は9期の中で見込んでおります。

以上です。

(介護保険課長) 先ほどの諏訪委員さんの1割負担、2割負担、3割負担の数字のほうを報告させていただきます。

令和6年度の実績ですけれども、1割負担が4,673人、2割負担が282人、3割負担が188人、合計5,143人となります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

(何事か声あり)

(介護保険課長) すみません。1つちょっと訂正をさせていただければと思います。

先ほど西尾委員さんからの質問で、会計年度さん、何時間勤務して週何時間かということであったかと思うのですけれども、1つちょっと訂正させていただければと思います。会計年度任用職員さん、先ほど週28時間と申しましたけれども、週31時間、なっております。勤務時間も8時半から5時15分ということで、週4日で行きますと31時間となりますの

で、そこはすみません、訂正のほうよろしくお願いします。

(委員長) ただいまの発言の訂正についてご了承願います。  
なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。  
あと大丈夫でしょうか。

では、もう一度聞きます。ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。  
これより採決いたします。採決は挙手で行います。  
議案第32号 令和8年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(委員長) 挙手全員であります。  
よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。  
次に、住み慣れた地域での持続可能な在宅医療、介護に係る調査及び研究について、所管事務調査の調査案件としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。  
よって、住み慣れた地域での持続可能な在宅医療、介護に係る調査及び研究について所管事務調査の調査案件とすることに決定いたしました。  
続いて、ただいま決定されました所管事務調査の特定事件について十分な調査及び研究を行うため、閉会中の継続審査としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。  
よって、所管事務調査の特定事件について閉会中の継続審査とすることに決定しました。  
以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。  
これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。  
なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

大変お疲れさまでした。

(閉会 午後 4 時 1 7 分)